

平成 22 年度 第 2 回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 23 年（2011 年）1 月 7 日（金） 13:00～16:20

2 場 所 長野県庁西庁舎 111 号会議室

3 内 容 ○ 議事

- (1) 上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設に係る環境影響評価方法書について
- (2) その他

4 出席委員（五十音順）

梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章（委員長）
陸 齊
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
中 村 寛 志
中 村 雅 彦
野見山 哲 生
花 里 孝 幸（委員長職務代理者）

5 欠席委員（五十音順）

佐 藤 利 幸

平成 23 年 2 月 17 日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

____ 亀 山 章 印

1 開 会

○事務局（長野県環境部自然保護課 宮坂）

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成 22 年度第 2 回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます事務局の長野県環境部自然保護課の宮坂俊一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入る前に本日の欠席委員の報告を申し上げます。

佐藤利幸委員から都合よりご欠席というご連絡を頂戴しております。

また、中村雅彦委員が少々遅れて出席されるというご連絡を頂戴しております。

2 会議成立の報告

技術委員会の委員 14 名に対しまして、現在 12 名の委員に御出席をいただいております、過半数の委員の御出席がありますので、条例第 37 条第 2 項の規定によりこの会議が成立していることを御報告申し上げます。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おきをお願いいたします。ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にはご面倒でもその都度お名前をおっしゃってくださるようお願いいたします。

それでは、条例第 37 条第 1 項の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、亀山委員長に一言ごあいさつをいただき、議事の進行をお願いいたします。

○亀山委員長

あけましておめでとうございます。まだ松の内でございますけれども急がれる案件ということもございまして、このような形で設定をさせていただいております。この技術委員会は県内の非常に大事な環境につきまして具体的に審議する場所でございますので、皆さんのお知恵をいただきしっかりと進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは議長を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

最初に議事（1）の、「上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設に係る環境影響評価方法書について」でございますが、まず、前回の会議の開催状況と本日の会議資料について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（自然保護課 村田）

事務局の自然保護課環境審査係長の村田博です。よろしく申し上げます。事務局から、前回の会議の開催状況と本日お配りしております資料の簡単な説明をさせていただきます。

前回の会議は、平成 22 年 12 月 22 日に第 1 回技術委員会会議として、長野県伊那合同庁舎講堂で開催され、上伊那広域連合新ごみ中間処理施設に係る、事業概要と方法書の内容について事業者から説明をいただき、事業予定地の「伊那市富県天伯水源付近」の現地調査を行っていただきました。

なお、会議当日都合により欠席された委員さんも居られますけれども、その委員さんにつきましては、別途現地調査を行っていただいております。

本日も引き続き、方法書についての審議をお願いするところでございます。

本日の会議資料でございますが、

一括して綴じてございますけれども、委員の皆様方には付箋をつけさせていただいております。

資料 1としまして、第 1 回技術委員会での委員の皆様からの質問、意見等とそれに対する事業者の見解をとりまとめたものでございます。

次に、**資料 2**ですけれども、条例の規定に基づいて 11 月 4 日から 12 月 17 日まで環境保全の見地からの意見を募集したところ、30 名の方から意見書の提出がありました。その意見内容と、それについての事業者の見解をまとめたものでございます。

次に、**資料 3**として、県の関係機関から提出された質問等と、それに対する事業者の説明や対応方針をまとめたものでございます。

事務局からは以上でございます。

3 議事 (1)

○亀山委員長

資料 1 から 3 につきまして、関連する意見や質問等もございますので、一括して事業者から説明をお願いします。なお、資料の 2 と 3 につきましては前回も資料の中にごございましたので、一応、お目通しをいただいているかと思っておりますので、簡潔にご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事業者 (上伊那広域連合 井上)

それでは、事業者であります上伊那広域連合から資料 1、2、3 について簡単にご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず資料 1 12 月 22 日の技術委員会の会議におきます委員様からのご質問に対する私どもの見解ということでお願いしたいと思います。

まず最初の 1 番でございます。片谷委員様からでございます。焼却炉の設計はいつ決めるのかという内容でございます。

私どもとしては環境アセスメントの現況調査をやっている間に施設整備基本計画の中で基本的な考えを定める予定でございます。それから、設計と建設につきましては、あらかじめ設計書を作成して入札をする方法ではなくて、施設が備えるべき性能要件を定めた発注仕様書を提示して業者選定する、いわゆる性能発注方式により、設計・施工を一括して発注する予定であります。したがって、詳細設計は業者が決まってからということになります。以上でございます。

それから、2 番でございます。梅崎委員様からでございますけれども、最終処分場の位置関係、

埋め立てられている種類、処理する種類はということでございます。さらに、これが方法書に考慮されているかということでございますけれども、最終処分場でございますけれども、この前ご説明しましたように北へ21km 図面の方をご覧くださいだけだと思いますが、北へ21kmほど離れた箕輪町にありますクリーンセンター八乙女というところに隣接している最終処分場を設置してございます。これは事業者である広域連合ではなく伊北環境衛生組合が現在運営してございます。そこに埋め立てであるごみを新しい施設で処理する計画ですけれども、こちらにつきましては、具体的な内容ですけれども、一番主なものは資源化できないプラスチック類、ガラス類、陶器類などのクリーンセンター八乙女 燃えないごみ・粗大ごみ処理施設で中間処理を行った際の破砕くずでございます。

それからこちらにつきましては加味して準備書で予測・評価を行うわけでございますけれども、方法書には特段考慮しておらない状況でございます。

次に3番でございます。やはり梅崎様からでございますが、主灰を溶融して資源化した後、仮置きするのか、出口の説明をということでございますけれども、溶融したスラグは、施設内のストックヤードに仮置きし、公共工事などに有効利用する予定でございます。

4番でございます。三峰川と新山川が過去氾濫したと聞いた、施設計画段階での対策はということでございます。それから、氾濫した水が施設側に流入することにより、放流しない水等が施設より流出する恐れが考えられる、対策は。ということでございます。こちらについては、河川管理者に過去に確認した経過がございますけれども、堤防は暫定堤防でありますけれども計画高水位よりも高く、現在は上流の高遠ダムで流量調整を行っております。そうしたことから問題はないと考えておりますけれども、より安全性を確保するため今後本堤防等の整備を要望してまいりたいということでありまして、この対策につきましては、先ほど申しました施設整備基本計画の中で考えてまいりたいと考えております。

つづきまして5からになりますけれども、委託会社でございます日本気象協会の方からご説明申し上げます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

私、日本気象協会の木村と申します。よろしくお願いたします。

それでは5番中村委員からのご意見でございます。注目すべき動植物を一覧表にまとめてはあるが、生態系がない。ということです。ただこの生態系がないというところちょっと間に抜けているのではないかと思うのですが、注目すべき動植物を一覧表でまとめてはあるが、生態系を予測・評価するにあたって必要な一般種を含めた動植物リストがないと判断いたしました。2番目のご意見として動植物一覧をリストアップして生態系を評価する項目（行動や指標種）を示す必要があるのでは。というご意見でございます。

一般種を含めた動植物リストを掲載しますと資料が多くなることから、方法書では掲載を省略してございます。ただ、準備書の資料編には現地調査で確認された一般種の動植物リストを記載する考えでございます。それから、生態系の評価は、動植物現地調査結果に基づいて、いわゆる典型性、上位性、特殊性の観点から対象種を選定し、予測評価する予定でございます。

つづきまして6番中村委員からのご意見でございます。植物の工事における影響の評価項目がない理由は。ということでございます。これは、工事中に植物を環境影響評価の対象としていない理由、これは135ページの表3. 1-11(1)に記載とおりでございます。

それから7番富樫委員からのご質問です。地形・地質の評価項目がない、評価項目に該当しない理由は、ということですが、環境評価を行わないとした理由の1点目は、対象事業実施区域は、既に改変された土地であることとございます。土地造成や掘削等による地形・地質への影響は少ないと考えております。2番目といたしまして、注目すべき地形・地質は74ページに記載のように対象事業実施区域にはございません。それから3番目の土地の安全性に関してでございますが、75ページに図2.3-7がございますが、確かに地すべり危険箇所が周辺にはございます。一方、土地造成の予定が5ページ図1.6-2「想定対象事業実施区域」ということで記載してございますが、地すべり危険箇所と想定対象事業実施区域は、現在は重ならないというふうに考えております。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

続きまして8番でございます。小澤委員からの意見でございますけれども、126ページの表3.1-1環境影響評価の項目の選定の中の、存在・供用による影響の中の廃棄物の排出・処理で、焼却残渣の保管及び排出における土壌汚染、大気質の粉じんに対する簡略的な評価が必要では。とのご質問ですが、焼却灰 溶融機能を設けますので飛灰ということになるかと思っておりますけれども、キレート処理して安定化した後に屋内で保管をいたします。搬出車への積み込みは車両出入口扉を閉めた状態で屋内で行うこと、外部に面する扉は必要時以外は締め切ることとすることで、焼却灰が建物の外部への飛散防止をする計画でございます。このため、施設から外部へ焼却灰が飛散する危険はないことから大気質への影響はないため評価項目としないこととしました。

9番でございます。塩田委員からの126ページの表3.1-1環境影響評価の項目の選定の中で抜けているものがあるかということですが、抜けている項目はありません。悪臭について、ごみを運ぶ収集車も考えられるのでは、ということですが、信号で車が停まっているときに臭いが出ないか、予測できる気がする、ということですが、ごみ収集車につきましては、機能的に密閉されておりまして、走行時における悪臭もないわけでございます。また、現在施設があります伊那市において収集車による悪臭による苦情は1件もないことから、評価の対象としないこととしたわけでございます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

続きまして10番亀山委員長からのご意見でございます。137ページの生態系で、生態系の選定が少ない理由は、ということですが、その理由は137ページの表3.1-13(1)、(2)に記載したとおりですが、対象事業実施区域は、既に改変された土地であること、面積は約2.5haとさほど大きなものではないことなどから、周辺の生態系全体に与える影響は大きくないと考えましてこのようになっております。

11番大塚委員からのご意見でございます。135ページの植物で、既に改変された水田であるため、影響は少ないとしているが、水田及び畦、その周辺には植物が生育する環境である位置づけを取っているため配慮をなさい、ということですが、水田の畦あるいはその周辺の植物調査でございますが、173ページの表3.2-21、174ページの図3.2-8に示したように、対象事業実施区域の水田周辺についても現地調査を実施する考えでございますが、もし影響がある場合は、保全対策を実施する考えでございます。

12番塩田委員からのご意見でございます。環境騒音・振動、道路交通騒音・振動に関してのご質問かと思われまます。環境騒音・振動は交通騒音・振動を除いて評価するのか、現地ではほとんど

が道路騒音だと思われる。というご意見でございます。環境騒音・振動は、測定場所におけるすべての騒音・振動のこととございまして、150ページの図3. 2-3(1)に示します最終候補地の敷地境界付近3地点で測定することを考えております。道路交通騒音の影響は道路端から200m程度、道路交通振動の影響は道路端から100～200m程度と言われておりますので、150ページの図をご覧くださいと分かりますように、最終候補地の東側及び西側敷地境界の調査地点では、多少、周辺道路の影響を受けることも考えられると思います。

13番同じく塩田委員からのご質問でございます。調査を住宅の中で実施するのがポイントになるということ。それから、方法書で低周波音の評価の指標として参照値をあげているけれども、この参照値というのは、低周波音による被害があるかどうかを見極める目安であるので慎重にしないと、アノイアンスという方法もあるというご意見でございます。住宅内への影響は屋外への影響に比べて小さいと予想されることから、調査及び予測・評価は屋外ということとを考えております。低周波音の評価指標は、参照値としていますが、ご指摘のように、実際の低周波音が苦情の原因であるか否かを見極める目安ですので、この扱いに関しましては慎重にしたいと考えております。具体的にどのように評価するかですけれども、低周波音源としては誘引送風機とかタービン排気腹水器などが考えられますので、これらを有する類似施設の事例を用いて、まず予測・評価いたします。その際にその測定結果と参照値を比較しまして、まず、参照値を十分下回っていることを確認するとともに類似施設の周辺で低周波音による被害の発生が有るか無いか確認したいと考えております。

続きまして14番中村委員からのご質問でございます。植物の調査範囲を200mとしている根拠は、ということとでございます。これについては「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づきまして対象事業実施区域及びその周辺200m以内ということと設定してございます。

15番佐藤委員からのご質問でございます。4kmの中の10地点で植生及び生態系を調べ、その時点の特徴を調べる。特に山裾を調べる。というご意見でございます。対象事業実施区域から200mを超える距離では、土地の改変や施設の存在による植生や生態系に対する影響はないと考えておりまして、動植物の調査範囲は、先ほど申しました長野県のマニュアルに基づきまして、対象事業実施区域及びその周辺200m以内としておりますので、その範囲内で調査を実施することを考えております。なお、排ガスによる植生や生態系への影響につきましては、大気質で汚染物質の濃度測定を行いますので、その結果も判断材料の一つにできるのではないかと考えております。

16番大塚委員からのご質問でございます。176ページの動物で、鳥類の調査をラインセンサス法で行うとあるが、水田及び河川敷等が猛禽類のえさ場となっている可能性が非常に高い。調査について予測につなげるようお願いしたい。場合によっては、目的を定めて観測をしてほしい。もし猛禽類が対象事業実施区域及びその周辺200m以内の水田あるいは河川敷等で確認された場合には、定点調査等を実施いたしまして、えさ場の利用状況を把握いたしまして予測・評価に結び付けていきたいと考えております。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

以上が、前回の、12月22日の第1回目の会議におけるご質問等のまとめでございます。

続きまして、資料2でございますけれども、県の条例に基づきます、方法書について環境保全の見地からの意見を有する方々からのご意見及び私どもの見解ということでお願いをしたいと思います。意見募集につきましては記載のとおりでございます。11月4日から12月3日まで、縦覧場

所を下記のように設けまして、縦覧をして意見募集を行ったところでございます。30名の方々からご意見をいただいたわけでございます。それでは1枚おめくりいただきまして、1番からお願いしたいかと思っております。

まず、1番と2番でございますけれども、ごみを広域で処理することに対する疑問ということでございます。こちらにつきましては、ごみの広域処理についてということでございますけれども、長野県のごみ処理広域化計画に基づきまして、圏域から排出される可燃ごみの処理を、この計画に基づいて一本化するためのものがございます。計画している施設の時間当たりの処理能力は、現在の施設より小さい施設となるわけでございます。しかも、この1日あたり149トンの規模というものは、圏域の住民の皆様がごみの減量化に取り組んで、ようやく達成できるような、取り組んでいただくことが前提の規模と捉えております。それから、ごみを集約して処理することのメリットでございますけれども、熱利用の効率化、燃焼の安定化、それから処理の効率化などが挙げられるわけですが、集約することによりまして、小さい施設では困難な発電が可能になりまして、ごみの持つエネルギーを最大限有効に利用することによりまして、温室効果ガスの排出抑制も図られるわけでございます。また、ごみは非常に不均一な燃料でありますから、少しずつ燃やすよりも、一か所に集約して一定量連続して処理するほうが、燃焼を安定化させやすく、結果として、不完全燃焼が原因で発生しやすいダイオキシン類を、削減できるというメリットがございます。さらに、施設数の減少によりまして、運転管理など、人件費などランニングコストが削減できるわけがございます。集約すると、ごみの運搬距離が大きくなるわけでございますけれども、こうしたことよりも先ほど申し上げたメリットのほうが非常に大きいわけございまして、結果として、住民負担の軽減につながるということでございます。それから、ごみ運搬車両による沿線住民への排ガスの影響についてでございますけれども、こちらについては、道路周辺大気について調査、予測、評価を行ってまいります。それから、2番も同様のご意見でございますけれども、こちらのほうは1番と同様でございます。住民の皆様のご不安には、解消に努めてまいりたいと考えております。焼却炉につきましては、できるだけごみを集めてこないと成り立たない施設とご意見の中ではおっしゃられているわけでございますけれども、できるだけ定格に近い量のごみを処理することが燃焼の安定につながるわけでございます。圏域の皆様のご減量化の努力によりまして、さらに減少したような場合には、6ページにもございますように、同一規模の炉を2炉建設する計画でございますので、運転の調整をして、1炉運転を増やすなどによりまして適正な運転を継続してまいりたいということでございます。決して、多くのごみを、ごみがないと成り立たないような施設ではございません。

1枚おめくりいただきまして、3番でございます。施設の予定地には背後に山があつて低い土地であることから、排ガスが多く来ることが考えられるということでございます。それから、健康、環境を優先すべきであるということでございます。現在建設されておりますごみ焼却施設、類似施設におきましては、排ガス対策というものは確立されているわけでございます。全国に1,200か所余の施設があるわけでございますけれども、この施設が原因で健康被害にあった例はないわけでございます。けれども、安全・安心な施設となるよう万全を期してまいりたいと考えております。環境影響評価におきまして、可能な限り調査地点数を設定するとともに、地形の影響を考慮した予測を行うことによりまして的確な評価が可能と考えております。

4番でございます。市の防災マップに伊那市の手良中坪から南方へ向けて、活断層が見受けられるということでございます。その先は、焼却場建設予定地にもぐり込んでいますということで、予想される東海地震の発生時に安全といえるのでしょうか、ということでございます。まず申し上げ

ておきたいのは、もぐり込んで予定地にいるということが、私どもでは確認ができなかったということでございます。それから、現在のごみ焼却施設は、想定される最大級の地震に耐えうる施設を建設するとしております。こうしたことを踏まえまして、ボーリング調査を実施しまして、今後、施設計画の中で、想定される地震に耐えうる施設を計画してまいりたいと考えております。

次に、5番と6番でございますけれども、用地選定段階の内容でございますので、方法書に関連する事項ではございませんので、お答えすることができないわけでございます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

続きまして7番です。これは予備調査、地域の概況調査の範囲についてでございます。排出ガスの最大着地濃度出現距離を2キロと予測して、調査範囲を概ね2倍の4キロとした理由は、というご質問です。基本的に、環境影響評価の項目ごとの環境影響を受けるおそれが認められる地域というのは、一般的には大気質の調査範囲が最も広がってまいります。そのため、予備調査の範囲は、大気質の調査範囲と同じとしました。長野県のマニュアルによりますと、大気質の調査範囲というのは、簡易的な手法で最大着地濃度地点を推定して、その範囲をもとに安全率を見込んだもの、例えば2倍程度を目安とすると指針に記載してございまして、これを根拠にいたしまして、設定をしているということです。最大着地濃度の出現地点は、実際には1年間の気象データを取得した後に、そのデータを用いまして年平均濃度を算出するというところで求められますので、現時点の方法書の時点では、類似事例から類推するほかございません。幸いにも、伊那中央清掃センター建設時の報告書がございまして、その年平均濃度の分布図を見ますと、最大着地濃度は2キロ付近に出現しておりますので、このことから、最大着地濃度地点を2キロ付近と設定し、マニュアルに準じまして、その2倍ということで4キロメートルとしております。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

1枚おめくりいただきまして8番でございます。煙突の高さはどのように決めるのかということでございますけれども、私どもといたしましては、周辺地域の大気の現況を、環境影響調査によりまして把握した後に、現在の計画であります59メートルの煙突高さをもって排ガスの拡散の予測シミュレーションいたしまして、周辺地域への影響を検討いたします。排ガスが地域に大きな影響を与えると考えられる場合には、煙突の高さ、あるいは施設計画の中のいずれかを見直すということを考えております。このような手順で決めていくということでございます。

9番でございます。排水は処理後再利用となっているけれども、用地選定委員会では地下水200トン使用することになっていたということで、全量を大気中に放出するということになるが、ということでもありますけれども、地下水の水量につきましては、焼却するごみの質や、あるいは処理方式によって異なるわけでございますけれども、この用地選定段階での200トンは、余裕を見込んだ最大値と考えられます。それから、処理後の排水につきましては、集じん灰の加湿に一部使用いたしますけれども、大部分はご意見のとおり、排ガスの冷却のために噴霧して水蒸気として大気中に放出するわけでございます。

10番でございます。処理対象ごみでございます。149トン1日あたりの内訳ということで、それぞれのごみ量を示す、ということもございますけれども、こちらのほうも準備書の中でお示してまいりたいと考えております。

11 番でございます。ごみの処理行政についてということでありまして、現在分別収集が定着してきております、この方式が徹底されていくと、燃焼ごみが減少してしまい、新施設の計画されている高温巨大な焼却炉とは矛盾しないのでしょうか、ということで、大きな施設への疑問でございます。1 の見解と同様でございます。それから、なお書きから下は、先ほど2番のところ述べていることと同様でございます。2 炉建設をいたしまして、減ってくれば1 炉で調整をしていくということでございます。適正な運転を継続するというものでございます。

12 番でございますが、処理方式の関係でございますけれども、こちらについては、広域連合の考え方でございますけれども、方法書6、7 ページにも記載しているわけでございますけれども、平成23 年度には専門家による専門委員会を設置いたしまして、複数の具体的な処理方式に絞り込みを行いまして、最終的には総合評価落札方式によりまして、建設業者の選定時に処理方式を決定する予定でございます。それから、掘り起こしごみのごみ質につきましては、準備書までにお示しをする予定でございますけれども、排ガス対策は先ほど申し上げているように確立されておりますので、猛毒の発生が心配されるということですが、発生はないということをお願いをしたいと思います。

13 番、14 番でございます。処理方式が決まっていないので予測はできないのではないかと、というご意見でございます。こちらについては、処理方式によって、排ガス、あるいは排ガス量あるいは騒音・振動を発生する機器の種類あるいは大きさなどが若干異なることが考えられるわけでございますけれども、予測、評価にあたりましては、想定される処理方式の中から、絞り込んだ処理方式の中から、評価項目ごとに最大の影響が予想されるものを抽出をいたしまして、そのデータに基づいて予測、評価を行うわけでございます。こうしたことによりまして、どの処理方式が採用されましても、実際の環境影響は、予測された影響より小さくなると考えているわけでございます。

15 番と16 番でございますが、方法書で排ガスの計画値をお示したわけでございます。これに対するご意見でございます。どのように決めたのかとか、厳しい基準で検討してほしいというご意見でございます。こちらにつきましては、私どもの考え方はですね、排ガスの計画値につきましては、環境影響評価を行う際に、施設から排出される排ガス濃度を、この計画値を用いて計算いたします。先進の例を参考にいたしまして、その中で、それぞれの項目で一番高い濃度のものを計画値として設定したわけでございます。これらの数値は方法書に示してあるとおり、高いとはいえ、法規制値と比較しますと厳しい値となっているわけでございます。それから、重金属類につきましては、排ガスの国の基準がないわけでございますけれども、環境大気に対する予測、評価は行わないわけでありまして、周辺土壌について調査を行いまして、そのうちの数か所については、施設の竣工後も継続して調査を行うこととしております。実際に施設の、いわゆる地元との協定する値とかそういうものについては、建設同意の時点で改めて協議してまいりたいと考えております。

以上が、方法書の第1 章事業計画の概要に対する住民の皆様からのご意見でございます。

続きまして、第2 章地域の概況に対する住民の皆様からのご意見についてご説明申し上げます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

まず、1 番のご意見です。引用した図表などをそのまま載せるのではなく、それらから何が読み取れるのか調査範囲を中心に解説しなさい、というご意見です。引用した図表はそのまま載せるということは少なく、適宜取捨選択あるいは追加して記載しておりまして、また、調査範囲を中心に解説しております。

2番のご意見です。全体として調査範囲についての記述が少ない。地元の文献調査が行われていないのでは、というご意見です。調査範囲については、地元の文献を用いて、必要な事項を記述していると考えております。

3番です。出典としてホームページは不適當である。二次資料であり、時間が経てばアップされなくなり、参照できなくなる、というご意見です。長野県のマニュアルには、主な既存文献等として、ホームページ掲載の資料も記載されております。方法書の出典が長野県や伊那市のホームページのものがありますが、原資料が存在し内容が違っているということはありませんので、問題はないと考えております。

4番です。対象事業実施区域について水象、地象の記述がない。地形、水害の歴史は重要である、というご意見です。方法書の66、69及び74ページに、対象事業実施区域の水象、地形、地質、水害の歴史を記述してございます。

5番です。調査範囲における健康データを収集しておく必要はないか、というご意見です。現在建設されるごみ焼却場におきましては、排ガス対策は確立されております。また、1,200箇所余の全国のごみ焼却施設でも、施設が原因で健康被害にあった例は一例もございません。現代社会においては、人の健康への影響を及ぼすおそれのある要因は多種多様にありまして、その因果関係を特定することは困難であることから、健康データの収集は行えません。

6番です。過去の三峰川、新山川の災害の歴史を郷土史家に調査してもらうこと。三峰川の近年の災害は方法書の74ページに記載したとおりでございます。専門家とも相談しまして、必要があれば、準備書で更に記載をいたします。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

以上が第2章の関係でございます。

続きまして、第3章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についてのご意見でございます。

まず、1番でございます。調査予定地点でございます。各評価項目ごとに調査予定地点をお示ししているわけでございますけれども、これらを一覧表にまとめると相互関連が理解しやすいというご意見をいただいております。それから名称、住所、緯度、経度、標高を示してほしいというご意見でございます。方法書の段階におきましては、調査地点の場所は未確定、実際にやる地点というのはこれから、こういった審議を経て決定していくわけですが、準備書又は資料編で、評価項目の調査地点の名称などを一覧表にまとめてお示ししたいと考えております。

2番から7番まででございますけれども、施設の稼働による排ガスの影響によって、川の水、井戸水あるいは水田の水とか山からの湧水、こういったものが汚染されるか心配だといったことから、調査地点を設けてほしいとか、お米に対する評価等をしてほしい、というようなご意見でございます。私どもの考えといたしましては、先ほどもございましたように、供用地の施設排水は施設内で循環使用して場外へは放流しないということ、それから雨水につきましては調整池を通して三峰川へ放流しますので、三峰川への直接的な影響はないと考えております。それから、焼却灰の積み込みは屋内で行うこと、外部に面する扉は必要時以外は締め切る、そういったことによりまして外部への飛散を防止する、こうしたことから、雨が降っても、施設外の雨水については、焼却灰が混入する危険はなく、三峰川への影響はないと考えております。ご意見の多くは、施設の稼働による排ガスによる周辺水域への影響についてご心配されるご意見かと思われましても、排ガスへの影

響は大気質のほうで予測、評価をしまっているわけですが、仮に、排ガス中のダイオキシン類があるとして、土壌は蓄積する性質を有するわけではありますけれども、水域では水が替わったりして、比較がなかなかできないという、施設の設置前と設置後の状況を把握しても表れにくい状況にあるものですから、私どもといたしましては、土壌調査の調査地点を多く設けまして、経年での比較を行いたいと考えているわけですが。

続きまして8番でございます。地形・地質についてということですが、活断層の関係でございます。予定地というか最終候補地に活断層がある可能性がありはしないか、というご意見でございます。活断層の有無あるいは地盤の強度を環境影響評価で調査すべきというご意見でございます。私どもは、専門家の見解をお聞きしたり、あるいは予備調査の結果からでございますけれども、現時点では、最終候補地付近に活断層はないと判断しているわけですが。特に、活断層の位置が不明での調査というのはなかなか難しいものがあるという考え方でございます。

9番でございます。地盤沈下あるいは地形・地質の項目が予定されていないのはなぜか、というご意見でございます。予定地のすぐ上に地すべり危険箇所にもなっているということですが。こちらの理由については、先ほど第1回の技術委員会の中にもありまして、先程お答えをしたわけですが、地すべり危険箇所について調べてもみたのですが、南側の山の地すべり危険箇所につきましては、地すべり防止法に指定された地すべりが起こっていたりあるいは地すべりする可能性が高い指定区域ではないということが一点ございます。それから、ここは、平成9年に地すべり危険箇所となっているわけですが、実際に過去に地すべりが起こっていないこと、それから、診断カルテから対象事業実施区域に与える影響はないと判断しております。それから、地盤沈下につきましては、134ページに示しましたように、項目として、行うわけですが。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

続きまして、10番と11番のご意見です。両方とも、地形を考慮したアセスを実施してくださいということです。これに関しましては、平坦地でないことを考慮しまして、国土地理院の地形データを反映させて実施いたします。

12番の意見です。観測地点を増やしたと言っているけれども、もうちょっと測定点を増やしてほしいというご意見です。これは、最終候補地周辺に大気汚染物質の発生源がありませんので、環境大気の大気質濃度は低く、地域差もほとんどないと考えられますので、方法書に示した地点で十分であると考えております。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

13番でございます。稼働後の調査についてでございますけれども、今回現況調査で行いました調査地点のいくつかについては、モニタリング調査を行って公表してまいりますけれども、現段階では具体的になっておりません。環境影響評価の結果を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

14番から16番までは、重金属の調査についてでございますけれども、私ども上伊那では、水銀の含まれるごみにつきましては別に収集を行っております。そうしたことから、対象物には含まれないということがございます。また、重金属におきまして、処理対象物に含まれる量は非常にわずかでありまして、排ガス処理の過程で除去されて、排ガス中に含まれることはほとんどありませ

ん。こうしたことから、予測は行いませんけれども、土壌に係る環境基準項目について現地で、それから、念のために周辺4地点で水銀・鉛・カドミウムの土壌調査を実施いたします。

1枚おめくりいただきまして、17番からでございます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

では、17番です。環境調査は希望する地区のすべての場所でやるべきではないか、というご意見です。これに関しましては、マニュアルに基づいて示された方法をもとに、可能な限り検討を行ったものでございます。大気質の環境影響評価の考え方につきましては、後ほど出てきますけれども、23で改めて見解をのべさせていただきます。

それから、重金属についてでございますが、そこにありますような要望がございます。これは、先ほどご説明しました14の見解と同じでございます。

それから、気象、重金属等の調査地点をできるだけ増やしてほしいということですが、これも、後ほど23番で、気象につきましては説明いたします。また、重金属につきましては、先ほどの14番の見解と同じでございます。

続いて20番ですが、予備調査の範囲4キロとしてあるけれども、これは、気象とか植物とかいろいろ、これも対象とするように考慮してほしいということですが、大気質の調査については、これも23番で説明させていただきます。動植物調査につきましては、後ほどの65及び66で説明させていただきます。

21番です。調査等に市民の代表が加わることで、重点調査対象の地域に美篤・高遠・長谷も加えるべきであるということでございます。見解ですが、環境影響評価は専門の担当者が行いますので、住民の方の直接的な参加は控えていただきたいと思っております。ただし、現地調査見学会など、現場での観測法等の説明等をいたしまして、理解を深めていただくということを考えております。それから、調査範囲を広げてほしいということに関しましては、何回もご説明しておりますが、マニュアルに準じまして、4キロというかたちで設定しておりますので、それで十分であろうと考えております。

22番です。色々な調査で問題のある結果が出てきたときに、どういう対処をするのかを提示してもらいたい、というご意見です。これは、まだ、方法書の時点ですので実際に予測結果が出ておりません。したがって予測結果で懸念するようなことが出てきた場合には、保全対策を検討するということです。したがって現時点では、結果の出していない時点での対処法の提示は不可能ということで回答しております。それから、平均的な数値でなく生データを提示してもらいたいというご意見ですが、方法書に記載のとおり、生データであったり平均値を算出する場合があります、ということですが、

23番から27番までに関しまして、ご意見の要点を読み上げますと、もうちょっと広い範囲で調査していただきたい、23番ですね。24番は、地形、風向を考慮した方法でやってほしい。25番ですと、地上気象はもうちょっと増やしていただきたい。上層気象は1地点だけになっているけれどももっと多くでやっていただけないか。それから26番も同じように、風向、風速の気象を調べる調査地点をもうちょっと増やしてほしい。それから27番も同じでございます。これらに対する見解といたしましては、まず、調査範囲に関しましては、先ほどから何度か出ていますようにマニュアルに基づきまして、最大着地濃度出現地点が約2キロと想定されますので、その約2倍ということで4キロとっておりますので、十分であろうと回答しております。それから、環境大気の調査地

点につきましては、この最終候補地周辺には汚染物質の発生源がないということで、環境大気の大気質濃度は低く地域差もほとんどないと考えられますので、方法書に示しました4地点で十分であると考えております。それから、地上気象の調査地点ですが、事業実施区域の1地点、その周囲の7地点で地上風を観測しますとともに、事業実施区域の1地点で上層風を観測して、この両者から地形を入れまして、三次元マスコンモデルで風向、風速を考慮し、移流パフモデルで濃度予測するというように考えておりますので、十分であろうと。それから、水質調査につきましては、2の見解と同じでございます。

続きまして28、29、30番、これも調査地点の話ですね、少ないのではないかと、こういうことですので、23の見解と同じでございます。

それから31、32番につきましては、平坦地形ではないので地形を考慮して予測してほしいというご意見かと思えます。これに関しましては先ほども申しましたように、事業実施区域の1地点とその周辺7地点で地上風を観測する。それから、上層風を観測する、と。これに国土地理院の地形データをからめまして地形も考慮して、風向、風速を推測しますということで回答しております。

それから33番、これも同じですね、地点や回数が少なすぎるということです。23の見解と同じでございます。それから、ダイオキシン類、重金属についても、蓄積される可能性があるため代表的な地点で現況調査を行うとともに、この中のいくつかの地点では、稼働後も継続して環境調査をするということです。

34、35、36、37、38、39番、時間の関係で少し端折らせていただきますけれども、基本的に、例えば34番ですと調査地点を増やしていただきたい。35番、これもそうですね。36番も地点を増やしていただきたい。37番は平坦地形でないので複雑地形に関する調査が必要であろうと。3か所以上で地上気象をしていただきたい、それから、大気質の調査でダイオキシン類の調査をもうちょっとやっていただきたい、と。39番も同じですね、複雑地形を考慮していただきたいということで、これは23の見解と同じでございます。

それから40番も、これも同じです。基本的に排ガスの、複雑地形ということも考慮すると、新山地区あるいは美篤地区でも、実際にいろいろ、調査地点を増やしていただきたいという意見ですね。

41番も複雑地形を考慮して、もうちょっと地点を増やしていただきたい、と。箇所の追加ですね。これも23の回答と同じでございます。

それから42番も、地点数が少ないということです。後段に関しましては、また以降の文章ですが、これは、アセスメント実施同意を予定地近くの2区に限定しているのはおかしい、と。すべて同意を得る必要があるのではないかとということです。前段につきましては23の見解と同じです。後段につきましては方法書に関連する事項ではございませんので、お答えすることができません。

それから43番、煙突の高さと煙の流れる方向、集落との位置をしっかりとらえてくださいということでございます。これは23の見解と同じです。それから、現在建設されるごみ焼却施設では、排ガス対策は万全であるということ。1,200か所余りの焼却施設でも、施設が原因で健康被害にあった例は一例もないということですね。

それから44番、土壌と気象について意見がございますが、23の見解と同じ、それから土壌汚染も、これも蓄積する可能性があるため、継続して実施するということです。

それから45番、重金属を追加していただきたいということで、例えば、カドミウム、水銀、鉛、六価クロムを含めてほしいということですが、まず、重金属につきましては、後ほど54番、59番

で見解をご説明いたしますので、そこでということと考えていただければと思います。後半の方に、実際にデータを示すことができるかどうかということなのですが、これは同規模施設のデータが収集できるかどうかはわかりませんが、収集できた場合には、同じような排ガス処理施設を備えた施設のデータを準備書でお示ししたいと考えております。

それから 46 番、これは前文がちょっとあるのですが、意見の核心部分は中ほどからになります。大気、土壌とも調査地点を大幅に増やしていただきたい、ということです。それから、土壌も同じですね。これは 23 の見解、土壌に関しては 54 の見解と同じです。最後のほうに、平均気温の調査ではなく最低気温・最高気温など、温度変化によっても大気・気流の流れは変わってくるのではないかとということで、平均気温ではないことできちんとやっていただけないか、というご意見です。これは、なお以下に説明を入れてあります。気温は対象事業実施区域で補足的に観測するわけですが、予測には直接には使用いたしません。気流及び大気質の予測では、まず、三次元マスコンモデルで 1 時間ごとに流跡線を計算するわけですが、その計算にはそのときの気温状況又は大気安定度に応じた実際の地上風観測値が得られていますので、それを用いて風向、風速を予測して、それに、移流パフモデルで予測するという形でやっていますのでご心配はございません、という回答にしております。

それから 47 番ですが、これも大気と土壌に関するご意見ですので、23、54 と同じでございます。54 は後ほどご説明いたします。

それから 48 番は搬入路についての、車の量や搬入経路が安全性や排ガスなど、どのくらい環境へ与えるものか調査していただきたい、ということ。それから 49 番もほぼ同じでございます。搬入路についての車とか搬入経路の安全性については、環境影響評価の対象ではございませんが、建設工事中の車両あるいは供用開始後のごみ収集車両の運転に関しては、安全運転教育を徹底して、事故発生の防止に万全を期すと考えております。それから、排ガスの影響は 147 ページに記載した方法で結果を予測しまして、準備書でお示しいたします。

それから 50 番は、これは同じように、トラックの台数とかそのルートの影響ですので、48 番と同じでございます。

それから 51 番、これも搬入路による交通量での騒音、臭気、排ガスです。現時点で想定される 4 つの導入路についてカバーできる地点で、騒音、振動、沿道大気について調査して、予測、評価いたします。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

1 枚めくっていただきまして、52 番でございますけれども、騒音、振動ということでございます。図面が見にくくて恐縮でございますけれども、最終候補地が、この図面でいきますと下のほうになるかと思っております。南側のほうでございますけれども、下のほうでございます。ご意見は、この使用ルート以外でも車両が増えはしないかというご心配のご意見でございます。方法書では騒音、振動調査を設けておりません関係からご心配する向きのご意見でございますけれども、私どもといたしましても、主たる搬入路は三峰川沿いの右岸道路を想定しているわけでございますけれども、北から来る車両については、このご意見が出された上大島という地区になるわけですが、こちらのほうを運行する可能性というかこちらのほうの車両が物理的に増える可能性は否定できないわけでございます。私どもといたしましては、機会をとらえまして、環境影響評価とは切り離しまして、交通量及び騒音、振動について現況を把握してまいりたいと考えております。

次に 53 番でございます。地下水への影響、他地区のデータを示してほしいということでございますけれども、地下水への影響につきましては工法とか深度、そのときの状況とか揚水量などにより異なりますので、他地区のデータはあまり参考にならないのではと考えております。地下水の影響については準備書でお示ししてまいりたいと考えております。

次の 54、55、56 番につきましては、土壌汚染の調査の関係でございます。重金属などの土壌調査を、地点を増やしてやるべきであるとか、あるいは処理するごみ、燃えるごみだけではなく処分場に埋め立ててあるごみとか下水の汚泥などの成分などについても調査をしていただきたいという内容でございますけれども、こちらにつきましては、54 番のところでご説明申し上げます、まず前段にありますように、上伊那では水銀につきましては不燃物、可燃物とは別に収集しているということ。それから、重金属類の処理については、先ほど申し上げたとおりでございます。砒素につきましては、砒素を使用している製品というのは現在ないわけでありまして、平成 8 年以前建築木材に使用されていたということでございます。こうしたものを処理する予定はないわけでありまして、可能性はほとんどないと考えております。燃えるごみ以外の下水汚泥、処分場の埋め立てごみ、3 病院の医療系廃棄物のごみ質につきましては、準備書でお示ししたいと考えております。

57 番も同様の、重金属の調査をしてほしいという内容でございますが、これは今申し上げたとおりでございます。それから、メチル基を含む物質についても調査項目に加えてほしいということでもありますけれども、これは有機物の一種でございます。完全燃焼することにより二酸化炭素と水に分解されますので、新しい施設では、高度な燃焼制御によりまして完全燃焼いたしますので、有機物については分解されてほとんど排出されないということでございます。

58 番、ダイオキシン類の土壌汚染についてでございます。調査の範囲を増やしてほしいという内容でございます。ダイオキシン類については、発生源が周辺にないということが一点ございます。それから、私どもは当初は周辺 2 キロ前後の 4 地点で土壌汚染の調査をすればいいのかなと考えていたわけですが、素案の説明の段階でかなり排ガスに対する不安の声をいただいたものから、土壌汚染の調査地点については、かなり増やして実施をするというものでございます。

それから 59 番、重金属の除去の関係でございます。重金属の一部は炉内で気化するわけでございます。高温の排ガスとともに炉から出るわけでございますけれども、温度を 180～200℃に下げますので、この時点で固体になります。したがって、バグフィルターでほぼすべての重金属が捕捉をされるということでございます。

60、61 番は 54、58 の見解と同様でございます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

続きまして 62 番のご意見です。これは、煙の最大着地地点が 2 キロ前後ということではないのか、ということ。複雑な地形の場所で、最大着地濃度地点がどのくらいになるのかまったくわからないのではないかと。もうちょっときちんと最大着地濃度地点を予測したうえで、その場所で土壌調査を実施していただきたい、というご意見です。これに関しましては、先ほども申しましたように、今の方法書の時点ではきちんと予測できませんので、類似事例から、今回の場合には伊那中央清掃センターの建設時の報告書で年最大着地濃度が 2 キロ付近となっていましたので、その 2 キロ付近ということで設定したわけですが、たしかに伊那市の中央センターに比べまして今回の地点は平坦地ではございませんので、準備書で予測した年平均濃度の最大着地濃度地点は 2 キロメートル

ルから多少ずれる可能性はあるかとは思いますが、基本的にこの最終候補地周辺は大気汚染物質の発生源がほとんどありませんので、そんなに厳密にびたつとした地点で土壤汚染を調査しなくても、土壤汚染濃度は低く地域差はほとんどないと考えられるから大丈夫だと我々は考えていますと回答しております。

それから、次の問題に関しては、54、58の見解と同じです。

それから64番の植物、川下り米の汚染影響を継続的に調査してほしいということでございます。環境影響調査は生活環境、自然環境、快適環境、環境負荷等への環境影響を対象としておりますので、農作物等への経年変化は確認できません。直接的には、農作物に対する影響評価は行えないわけですが、排ガスの影響につきましては4キロメートルの範囲で排ガスの濃度の予測を行いますので、それを参考にはしたいと思っております。また、念のために2キロ前後の地点でダイオキシン類等の土壤調査を実施しまして、稼働前の状況を把握するとともに、経年での影響も事後に調査していきます。

それから65番は、植物、動物の調査には在野の研究団体、信州大学農学部等を網羅した調査団を組織することというご意見でございます。方法書に記載しました動植物に関する調査、予測、評価の内容につきましては、長野県環境影響評価技術委員会で審議されます。この中には植物、動物に専門の4名の委員がいらっしゃいまして、調査、予測、評価の内容について意見を述べていただきまして、最終的には知事意見として事業者に提示されますので、その意見を受けて動物、植物に関する影響評価を実施いたしますので、ご意見のような調査団を組織する必要はないと考えております。

それから66から70番までは、動植物の調査範囲が200メートルと方法書でしているわけですが、もう少し広げてほしいというご意見です。これにつきましてはマニュアルに基づきまして、200メートルと設定しております。それから、排ガスの影響につきましては、先ほどから申しているように、排ガスの影響予測を行いますので、それも参考にはしたいと考えてはおります。

それから71番は、動植物の調査が年4回の調査で十分なのか、ということです。特にオオタカとかカワセミあるいはカヤネズミ等の貴重な動植物に関しての、これで大丈夫とは思えないというご意見です。これに関しましては、基本的にマニュアルに準じまして、一番動植物を識別するのに適した調査時期に設定して調査をしているということ。それから、方法書に記載しましたように既存資料等も十分調べておりますので、これらを踏まえて十分調査していきたいと考えております。もし、調査範囲でオオタカ等の注目すべき動植物類が確認されまして、さらに詳細な生態情報等が必要な場合には、当然、追加調査を実施いたします。それから、アセスメントに住民参加も取り入れてほしいというご意見ですが、これは専門の調査担当者に任せたいということなのです。

次、72番も、これも基本的には、200メートルよりもっと広げてほしいということです。これは66の見解と同じです。それから73番も、調査対象区域外の動植物にも調査を増やしてほしいということです。これも66番の見解と同じです。74番も同じです。

それから75番、これもカワセミ、オオタカ、笹ネズミこれも200メートルでなく2キロまで増やしてほしいということですね、基本的には、先ほど申しましたように、注目すべき種が出たときには、調査範囲を含め、適宜、専門家にヒアリングしまして、その意見を参考に調査を実施いたします。

それから76番ですが、カヤネズミに関してのご意見でございます。たしかに高遠町誌には、カヤネズミの、確認されているという情報がございまして、これに関しましては、注目すべき種の

生息の確認に努める予定でございます。

それから 77 番、これは新山ハッチョウトンボですね、これも 66 の見解と同じです。

それから景観につきまして、誰が評価するのか明確にしてほしいということ。環境影響評価は事業者が実施することになっていきますので、景観についても、その評価は事業者が実施いたします。評価は方法書に記載しましたように、景観に係る環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか否かの観点で行います。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

以上が第 3 章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の関係のご意見に対する考え方でございます。

続きまして、その他でございます、

1 番から 7 番までは記載のとおりでございますのでご覧をいただければと思います。

8 番でございます。汚泥、掘り起こし残渣、医療系廃棄物燃焼の場合の、重金属発生の危険は予測するしかないと思われませんが、同規模の施設のデータを示してほしい。ということでございます。同規模施設のデータが収集できるかどうかは分かりませんが、収集できた場合には、同じような排ガス処理を備えた施設のデータを準備書でお示ししたいと考えております。

9、10、11 番については、燃えるごみ以外の処理対象物の内容についてでございますので、こちらについては先ほど申しましたようにごみ質について準備書の中でお示ししたいと考えております。

12、13 番こちらについては記載のとおりでございます。

14、15 番は西隣にあります神社「天伯社」でございますけれども、地元からご意見をいただいておりますので、こうしたことを十分考慮して実施していきたいと考えております。

16、17 番は健康調査実施のご意見でございますけれども記載のとおりでございます。

18 番はごみの分別に対する要望でございます。記載のとおり進めて参りたいと考えております。

19 番でございます。方法書素案の段階で私ども説明会を設けまして地元から地区としてのご意見をいただいたわけでございますけれども、今回 19 番のノの方につきましては、素案に対する地区の意見に対し文書で回答したわけでございますけれども、その地区の意見と私どもの見解を添付し、そのままお出しいただいたわけでございます。これを私の意見として添付するということが、見解については地区に文書でお答えしたものでございますので、住民意見としては扱えないものでございます。

20 番はアセスのやり方ということで、記載のとおりでございます。

21、22、23 番については、方法書に関連する事項ではございませんので、お答えすることができないわけでございます。

24、25 番方法書のまとめ方あるいは進め方についてでございますが、記載のとおりでございます。

以上が長野県環境影響評価条例に基づきまして住民の方からご意見をいただいたものに対する私どもの考え方でございます。

資料の 3 でございます。県関係機関からのご質問等でございます。

この中から項目をかいつまんでご説明申したいと思えます。

まず1番でございます。処理対象ごみの下水汚泥の割合の問題でございますけれども、10%以内でよいかということでございます。これについては10%以内で計画をしております。

ダイオキシン類の計画値についてでございますけれども、ダイオキシン類の年間総排出量の関係でございます。ごみ処理広域化計画で私も目標値を作ったわけでございますけれども、こちらについて、この目標値を意識して計画されたいという内容でございますけれども、こちらにつきましては、濃度については計画値を作ったわけでございますけれども、年間排出量につきましては当時と施設規模が違うわけでございますけれども年間排出目標について、準備書の中でお示してまいりたいと考えております。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

9番のご意見について事業者の考えをご説明したいと思えます。134ページ（10）の地形・地質のところで、「対象事業実施周辺に地すべり危険箇所は存在するが、地形改変を行わないことから、地形・地質に関する環境影響評価は行わない。」と記載されているが、75ページ図2.3-7には、計画地付近に「地すべり危険箇所」が標記されており、土地造成、掘削工事等がこの区域に及ばないことを明確にする必要がある。地すべり危険箇所ブロック内で地形改変を行う場合には対策工事が必要となる場合があるので、十分確認する必要がある。というご意見でございます。

まず①番目として、対象事業実施区域は、既に改変された土地であるため、土地造成、掘削等による地形・地質への影響は少ないと考えられる。ということ。②番としまして、注目すべき地形・地質は対象事業実施区域にはありません。ということ。③番としまして、土地の安定性をみると、対象事業周辺には、75ページ図2.3-7に「地すべり危険箇所」が存在します。一方、土地造成や掘削工事を実施する改変部分は、5ページ図1.6-2にございますが、両者（地すべり危険箇所と想定対象事業実施区域）を比較していただきますと分かりますように、これらは重ならないものと現状では考えております。

12番でございます。173ページ、176ページの魚類の餌となる藻類、カワムシ等の水生動植物も調査対象に追加されるよう検討されたい。というご意見、それから173、176ページの調査期間が1年間の各季節となっている。魚類及び魚類の餌となる水生動植物類は、気象条件の影響を受けやすいと考えられるが、1年の調査で現況の把握と予測が十分できるか疑問である。ということでございます。

まず、魚類の餌としての水生動植物類の調査は、通常行いません。それから、通常、環境アセスメントの生物調査は、1年間の確認に適した時期に現地調査を実施し、予測を行います。魚類及び魚類の餌となる水生動物についても同じでございます。ただし、調査範囲で注目すべき魚類の生息が確認され、さらに詳細な生態情報等が必要な場合においては、追加調査を実施することを考えております。それから藻類については、同定が困難で、一般的に分布や生態の情報も少ない場合が多く対象としません。カワムシ等の水生昆虫については餌という対象ではなく、底生動物調査で対象としています。

以上 第1回目の技術委員会におけますご質問、それから住民意見に対する考え方、県関係機関からのご質問に対する考え方をご説明申し上げました。

○亀山委員長

今の事業者からの説明の中で、動植物の調査範囲を長野県の技術指針に基づいて 200メートルにしたという発言が再三ありましたので、事務局から補足することがありましたらお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

事務局から動植物の調査範囲について技術指針の考え方をご説明します。

環境影響評価技術指針は、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるための指針でございます。

動植物の調査範囲というのは、森林の伐採等を伴う事業の場合、その影響が数十メートルまで及ぶことから安全を見て、200mまで広げている訳でございます。

今回の事業につきましては、森林の伐採等は伴わないわけですが、実際には工事による影響、新たに施設が存在することによる影響、施設が稼働することによる影響が考えられますので、技術指針に沿った 200mの範囲内での調査をお願いしているところでございます。

あと、排ガスによる影響は、大気質のところでは環境影響評価をお願いしているところです。

○亀山委員長

それでは、事業者からの説明につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○中村寛志委員

今事務局の方からも説明された動植物の調査範囲について、県の技術指針マニュアルの考え方ですけれども、基本的には指針に面は 200mと明記してありまして、道路については 500mということですが、これについては施設を造って供用しないのであればこれでいいと思うのですが、その後これは供用するわけです。この時に稼働して出てくるのが再三問題になっている排ガスがどれくらいか、夜間照明がどれくらいかということになりますので、単に面 200mという考え方よりは寧ろ技術指針の上段階にあるように、対象事業の実施によって動物に対する影響が想定される範囲を含む地域というのが基本な技術指針です。これに対して例えば、面開発であれば 200mとあります。施設を造ってその後稼働する場合、照明の影響と排ガスの影響はもっと広い範囲に及ぶと思います。それともう一点、排ガスの影響は 4キロ範囲内の排ガス量を予測するので、動植物に対しては不必要とされていますが、排ガスとか照明は影響を及ぼす要因です。要因を測定するのは重要だと思いますが、その対象となる動植物は対象としないというのでは、要因だけ測定して、影響を及ぼされるものは無視しているということになりますので、調査範囲は考え直していただきたいと思います。

○亀山委員長

これは、指針に対する要望なので、事務局からお答え願います。

○事務局（自然保護課 村田）

大気の影響になりますと排ガスになると思いますが、これは大気質の方で調査するということになります。今回の場合は、複雑地形でありますので、複雑地形を考慮したモデルを使って予測、評価をしてもらったわけですが、その結果、排ガスが滞留して非常に濃度が高くなるというような予測が出てきて、動植物に影響を及ぼすというようなことになれば、解析をする中で、追加的な調査も

必要になると考えます。

それから、光の影響については、道路照明などもそうですが、それ程と遠くまで及ばないだろうということで、200mの範囲内でいいのかなと考えております。中村寛志委員さんに知見があるようでしたら、技術指針の改定も含めて検討しいかなければならないと思います。技術指針は、技術委員にお諮りして定めるということになっていますので、その場合は今後の検討かと考えます。

○中村寛志委員

環境影響評価というのは、影響を及ぼす要因とその影響が及ぶ対象があるので、最初から対象を無くすのではなくて、調査して予測してこれは影響がないだろうというのであれば消していくというのが環境影響評価なので、最初から200mだけだというのはどうなのかなと感じています。それから、光については、夜間採取を私はずっとやっておりますので、1キロ以上蛾類は夜間に飛んできます。

○亀山委員長

これはなかなか難しいところで、従来のいろいろな知見を基にして、このマニュアルを作るという作業を実はこの場がかなり関係してきたということがございます。ただ、中村寛志委員がおっしゃる様に新しい知見が増えてきたということであれば、マニュアルを改訂することも必要になってくるのですが、現段階ではこのマニュアルで動いているというところがあります。だからといって、この段階でこのマニュアル通りでよいということでもなくて、必要に応じて考えていけばよいのだろうと思います。

事業者にお伺いしますが、これに関しては県の指導も多分にあったと思いますが、今ご指摘の点についてどのようにお考えでしょうか。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

まず、排ガスにつきましては、大気質の中で十分に観測させていただきたいと考えております。

それから施設の稼働に伴う夜間照明、これについては駐車場などの外灯が考えられるかなと思っています。構内の照明については必要最小限として、周辺の動植物への影響が無いような配置計画、或いは植栽などによってカバーして行くような計画を立ててきたいと考えております。

○亀山委員長

やり方としては、照明については指向性の限定された照明にするといった対応をしていただければ、それほど光が散らないで済むだろうと思いますから、そういう考えを取ることができると思います。そういったことについてご指摘いただいたことを考慮して、出来るだけ対応していただくことを考えていただければ良いと思いますけれども、中村委員いかがでしょうか。

○中村寛志委員

排ガスの調査をされて影響が出るようでしたら、追加してやっていただくということをお願いします。それから、同じ動物のところで、リストは煩雑なので省いたとありましたが、技術指針マニュアルには、載せることと書いてあります。これを省いた方法書は見たことが無いのですが。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

先ほど回答しましたように、分厚くなることもございまして、今回は重要種、貴重種に絞って方法書に記載させていただきました。実際に準備書をまとめる時点には、生態系を評価する一つの情報として必要と認識しておりますので、資料編など充実した形で埋めていきたいと考えております。

○亀山委員長

手元にマニュアルが無いのですが、方法書段階で動植物のリストの扱いはどうなっていましたか。

○中村寛志委員

委員長、203 ページ、231 ページに動物、植物のリストは添付することマニュアルには書いてあります。

○亀山委員長

であるならば、添付されていないのはまずいですから、追加していただくことになりますが、よろしいですかそういうことで、事務局確認してください。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

一般種の記載が抜けているという理解でよろしいのですか。

○亀山委員長

一般種、いわゆる全種のリストを載せるように記載されているかどうかですが。

○事務局（自然保護課 村田）

確認しています。

○亀山委員長

ではこれは調べてもらいましょう。他にございますか。

○梅崎委員

前回質問しました事業計画に関連したことですが、1日149トン処理するということですが、その収支を教えてください。主灰の溶融に何トン、埋め立てとして何トン、あと排ガスが何トンぐらい出るかということです。それで、持ち込むものと埋め立てに出すものが、大体1日トラック何台ぐらいかということをお願いしたいのですが。

○亀山委員長

要するに、持込まれるごみと処分されるごみとの間の収支を知りたいと、それを運ぶのに必要なトラックの台数が分からないかということですか。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

手許に資料を整理したものがないので、次回整理をしてお話したいと思っておりますけれどもよろしい

でしょうか。

○梅崎委員

評価の基準になりますので、ぜひ。それともう一つ関連して、溶融スラグを仮置きするということが、施設に必要な2.5ヘクタールにはそれが入っているのでしょうか。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

はい、含まれているということをお願いいたします。

○梅崎委員

結構です。

○亀山委員長

では、前半の部分については次回ということにしたいと思います。
その他何かございますか。はい、どうぞ。

○片谷委員

焼却施設ですので、大気に関することにたくさん住民の方からもご意見が出ておりますが、私からもいくつかお尋ねしたいと思います。複数ありますが、まとめてお尋ねしてよろしいですか。今日お答えいただけるものはお答えいただいて、回答に時間を要するものは後日ということ結構でございます。

まず一点目は、前回私がお尋ねいたしました、炉の設計はいつ決まるのかという話に関連することなのですが、基本的に先ほどのご回答の中にありましたように、設計が決まっていない時点での予測、評価においては最も環境負荷の大きいケースを想定して予測、評価をされるという方向でよろしいと思います。ただ、炉に関してはそのとおりなのですが、煙突に関しましては景観とのトレードオフ関係がありますので、もし煙突の高さを変更する可能性があるのであれば、これは最悪のケースということだけでは済みませんので、複数の高度を想定した予測、評価をしていただく必要が出てくるかと思えます。ですから、一方的に環境負荷の一番大きいケースという考え方だけでは済まない可能性があるということ意識しておいていただきたいというのが一点目で、これは、ご回答をすぐにいただく必要はないかと思えます。

それから次に、大気質の調査ですけれども、四季に各7日間ということを予定されているわけですが、長野県の南部で、少ないとはいえ積雪がある可能性があるわけですが、冬季の調査は積雪期を避けて調査をされることを想定されていらっしゃるかどうかということを確認の意味でお尋ねしておきたいと思えます。冬の間じゅう積雪がある場所であれば逆に積雪時のほうがいいわけですが、おそらくあの地域はそうではないので、その点についてのお考えを伺いたいということ。

それから次に、気象の調査、8地点ほど設定されていて、これをマスコンモデルの基礎データにされるというのは妥当な考え方だと思いますが、その場合に問題になりますのは、気象観測は決められた方法で、ポールを立てて、なさると思うのですが、例えばポールの近くに建造物があったりしてその影響を受けていたりしますと、それをマスコンモデルの基礎データに使った場合に、

逆に誤差を増やすこととなりますので、この前の現地調査のときにはまだポールが立っていないので確認ができませんでしたし全部の地点は行きませんでしたから、現地の写真等をお示しいただいて、適切な、マスコンモデルの入力データにふさわしいデータが取れるような測定になっているということを確認できるように、資料を準備していただきたいということです。

それから、大気質の予測なのですが、マスコンと移流パフモデルで計算されるケースはそれによろしいのですが、それ以外の運搬ですとか工事中の予測は、通常のブルーム・パフでやられることが147ページに記載されているわけですが、その場合、何らかの地形影響を配慮されるのか、それから上空での逆転を配慮されるのかということがこの方法書には書かれていないので、それをどうされるご予定かということをお尋ねしたい、ということです。

それから148ページに、評価の方法に目標環境濃度ということばが出てくるのですが、これはどのようにしてお決めになるのかと。148ページの下から2行目です。これについても決めかたを教えてくださいたいということです。

それと、最後ですが、悪臭の項目になるのですが、160ページで、悪臭の予測を大気の拡散式で予測するということが書かれているのですが、この場合の発生源データはどのように決められるご計画なのかをおしえていただきたい、ということです。以上です。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

まず1番の、予測の方式が決まっていないので、最大の負荷を与える施設で予測することはOKであるということです。それから、煙突に関しては、煙突を上げれば地上濃度は低くなるわけですが、景観に対しては負の要因になるということで、トレードオフとの関係を十分配慮しなさいと理解したのですが、それで、その後のご意見がちょっと聞き取れなかったのですが、補足をいただけますか。

○片谷委員

トレードオフが想定される場合には、複数のケースを想定した予測を、例えば煙突高度を2種類もしくはそれ以上のケースを想定した、複数ケースの予測をしていただくということも必要になる場合があるということです。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

わかりました。それは予測をしていく中で、考慮していきたいと思っています。例えば今は59メートルで考えているわけですが、複雑地形との絡みで、多少平坦地形に比べて濃度が上がるかも知れませんが、それでも環境基準を満たしているという状況であれば、景観の観点からいっても59メートルということではいいほうかと思っておりますので、2高度も考慮しながら、予測結果を見ながらということで考えていきたいと思っております。

それから2番の、大気質調査の時期でございますが、ここの地域は、積雪がずっとはある地域ではないだろうというお話がございまして、これに関しましては四季にある各季節を代表する1週間ということを考えておりますので、もうちょっと冬季、12月、1月、2月の特徴を調べまして、伊那地方ではどの時期が最も代表する時期かということで設定していきたいと思っています。通常はだいたい12月、1月、2月といいますと、3か月を冬と規定するわけですが、一般的には3か月の真ん中の月の真ん中の週というかたちでやるわけですが、今回もその基準でいけるかど

うかに関しましては十分に検討して、伊那地方で最も適切な時期に調査の時期を設定していきたいと思っております。

それから、地上気象調査8地点の位置でポールを立てる場合に、建屋等の影響がないようなかたちで立てるべきであるということで、これは我々も十分承知しておりますので、第3回の委員会が2月にあるかと思っておりますので、そのときまでに、現在想定しております8地点でここに立てる、ということでその周辺を写真に収めまして、資料を作成してお示ししたいと思っております。

それから、予測で、地形を考慮して、あるいは上空の逆転等を考慮に入れた予測を行うのかと伺ったのですが、それでよろしいですか。

○片谷委員

通常のプルーム・パフで計算されるケースについてですね。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

はい、147 ページにつきまして、大気質濃度の基本的な予測は年平均値と考えておりますので、この年平均値は先ほど申しましたように三次元マスコン、移流パフモデルというかたちで、精密に地形を取り込むということで考えております。ただ、1時間値に関しましては、これを精密に地形を取り込んだかたちでまで予測するというかたちになりますと、非常に難しいという状況が考えられますので、現時点では147 ページに記載しましたように、平坦地形によく用いられますプルーム・パフ式をベースにして予測することを考えております。ただ、上空に逆転層ができた場合、これも重要な要素になりますので、プルーム・パフではありますけれども、多重反射を考慮したプルーム・パフによりまして予測をすることを考えていますし、当該地域ですと、冬場になりますと接地逆転が9時ごろに日照とともに崩壊するというので、接地逆転崩壊時にも濃度予測をカーペンター等のモデルでやることを考えております。

○片谷委員

割り込みで申し訳ないのですがけれども、お尋ねしたかったのは、147 ページの表の一番下の施設の稼働時の予測はそのように記載されていて、今ご説明にあったように理解できたのですがけれども、上のほうの、運搬や工事中の予測については、通常のプルーム・パフによる計算で出されると書かれているものですから、そのときに、地形や逆転層の考慮はされる予定があるかどうかということをお尋ねいたしました。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

申し訳ありません。それは、現時点では考えておりません。といいますのは、工事に関しましては非常に狭い地域が予測範囲になりますので、それほど精度を上げなくてもというとおかしいのですけれども、発生源自身もせいぜい1.5メートルから3メートルぐらいの非常に低いところにありますので、平坦地形でということで考えております。

目標環境濃度ですけれども、塩化水素は環境基準ではなくて、1時間値ですが0.02ppmというのが、当時の厚生省だったと思うのですがけれども、そこで0.02ppmというのが目標環境濃度というかたちでの、一つの指針値になっておりますので、それを入れ込んでございます。

悪臭の発生源の予測は、類似施設の煙突で測りました臭気濃度あるいは臭気指数を、どこかから

入手いたしまして、それで臭気指数を予測することを考えております。それから、悪臭 22 物質につきましても、800℃以上で焼却炉の中で焼却いたしますので、すべて、悪臭 22 物質につきましてもは熱分解されてしまっていないということで、予測するのは臭気指数だけということで考えております。

○片谷委員

今ご回答いただいた分に関しては、おおかたは了解いたしました。一点だけ気になりましたので、補足で要望として申し上げておきますが、5番目のポイントで、目標環境濃度といいますか、評価の基準の件なのですけれども、たしかにマニュアルを見ますと、環境基準等の法的に決められた守るべき基準というものは最初書いてあるというのは事実なのですけれども、この地域は実際に大気データのデータを見れば、環境基準よりはるかに低い地域でありますので、環境基準を下回っているというだけではかなり不十分な評価基準になりますので、現況を悪化させないという、ちょっと表現は違っているかもしれませんが、そういう趣旨のことはマニュアルにもあろうかとは思っていますので、そちらをむしろ重視していただきたいということです。ですから、評価の基準に関して、より優れた環境を守るという観点を重視した評価の方針というものをとっていただきたい、ということをお願いしておきたいと思っております。

それから、あと一点、これはアセスの審査とは直接関係のない話になるかもしれませんが、今日ご説明いただいた住民の方々の意見を拝見しますと、やはり大気の影響というものをかなり皆さん懸念なさっていらっしゃると思います。その中には、造った後のことはわからないではないかというようなご意見もあったかと思うのです。実際に、先ほど類似事例ということをおっしゃいましたけれども、動いている同レベルの施設というものが既に日本中にはいくつもありますので、そういうところでの事後調査のデータというものを入手されて、事後調査の報告書というものも基本的には公表されますので、そういうデータを活用されて、実際に類似の施設では、今既に動いているところで、こういう状況になっていますということを、住民の皆さんに対して示すような努力をしていただきたいということです。これは今回の方法書の審査とは直接関係ありませんけれども、要望として申し上げておきたいと思っております。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

評価の中で、現状非悪化という観点では十分配慮していきたいと思っております。

○亀山委員長

大気質については、住民の方々からたくさんのご意見をいただいておりますし、今片谷委員からも言われましたように、非常に大気の良いところといいますか、汚染のない場所でございますので、汚さないということについては細心の努力を払っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それから景観のほうからいいますと、煙突の形状と高さは、非常に大きな景観上の必要になるものなので、十分な検討をしていただきたいと思っております。

先ほどの件、わかりましたか。

○事務局（自然保護課 村田）

先ほどの件ですけれども、中村寛志委員がおっしゃるとおりですね、予備調査結果のとりまとめという中で、既存資料による植物種リストを参考資料として添付するということになっております。ですので、先ほどの話では準備書の段階でとおっしゃってございましたけれども、これは方法書を作成するときに、予備調査というものは非常に重要視されるということですので、リストを参考資料として添付していただくということをお願いいたします。これは、冊子はできていますので、添付資料というかたちで結構ですので。準備書にも当然反映されるということになると思いますので、付けていただくということをお願いしたいと思います。

○亀山委員長

この件はこれでよろしいですね、後ほど添付したものを皆さんにお送りしていただくということにいたしますので、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○花里委員

住民の中には、川や地下水への汚染というものを気にしている方も結構いらっしゃいました。それについての質問に対する答えとしては、施設の排水は施設内で循環使用するというお答えだったのですけれども、この構造がどうなるかということとはよくわかってないのですけれども、例えば、大雨が降ったり川が氾濫したりとかして敷地が水に浸いたときには、そういった場合でもオーバーフローしないようになっているものなのでしょうかとということ。そういうことで、例えば洪水が起きて大丈夫だというならば、それはそれでいいかもしれませんが、洪水みたいなものをあまり想定していないということになると、少し構造のことを考えなければいけないと思うのですよね。前回私がそれについて質問をしたのですけれども、三峰川の場合は高遠ダムで調整しているから大丈夫だということなのですが、高遠ダムの調整機能がどんなものか、最近百年確率の雨がしょっちゅう降ったりしているので、今までの雨の降り方と随分違ってきますから、そういうことも考えなくてはいけないのではないかと。

それからもう一つは、新山川でも氾濫したという話を聞いたのですけれども、この高遠ダムの場合は三峰川のほうの水量調整ですよね、そういうことで、河川の氾濫や大雨によって、その施設が水に浸いて、その処理排水、場合によっては有毒な物質が入っているかもしれない水が、外に出ないということはちゃんと担保できるかどうかということを検討していただきたいと思います。

それからもう一つ、ちょっと話がずれるのですけれども、一番最後にお話のあった県の関係機関からの質問等で、その一番最後なのですけれども、藻類とかカワムシ、水生昆虫ですね、とか魚を調べるということで、回答として、藻類については同定が困難でということなのですけれど、藻類の場合は、ここでは、希少種がいるとかではなくて、種がどうなったかを求められているわけではなくて、藻類というものは水生昆虫の重要な餌になっているわけですから、例えば工事をしたりして泥が流れ込んで、藻類が繁茂しているところを埋めてしまうと藻類は死んでしまうわけなのですけれどね、そういうことで、藻類についても調査していただきたいというコメントだと思います。ただ、悩ましいのは、例えば水生昆虫がたくさんいるといいということで藻類がたくさん増えているといいかというところでもなくて、それは窒素、リンの汚染がひどくて、見た感じ藻類がすごく多いと汚いという評価にもなりますので、この辺りは評価がなかなか難しいのですけれども、少なくともこの回答はちょっと考えなおしていただきたいと思います。

○亀山委員長

二点でございますが、回答をお願いします。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

まず最初のほうの、大雨あるいは洪水、川が氾濫しても施設に影響がないかということ。それから、今までの降り方と違うものが最近出てきているということから対応を、ということでございます。この部分については現況調査と並行して施設整備基本計画の策定をいたしますので、その中でこうした対策等についても検討してまいりたいと考えております。それを、準備書の中でお示ししてまいりたいと考えております。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

藻類調査につきましては、今ご指摘いただいたことを念頭におきまして、もう一度検討してみたいと思っております。

○亀山委員長

では二点についてよろしくお願ひいたします。特に洪水時、通常想定しないことが起こることもありうるわけですから、そのときの安全対策は非常に大事なことなので、準備書の段階でお考えいただくということですからよろしくお願ひいたします。

○花里委員

特にここは川に囲まれていますので、よろしくお願ひいたします。

○塩田委員

この事業が終わって気になるのは、生活環境の音の問題が最後に出てくることです。その中で現在も不確実性といわれている低周波音のことで、この方法書の中には、ひとつだけポツツと出てきているのですが、勘違いしているのではないかとということが心配なのです。低周波音というのは低周波数領域の音なので、騒音と同じように予測できる。どうして予測しないのでしょうか。周波数が低いだけですので、152 ページに書いてある自動車交通からの発生とか、竣工した後の焼却炉からのときの音がそうかもしれません。その低周波数領域の音、例えば1ヘルツから100ヘルツ帯域を予測しようとするれば、できるわけです。そういうようなものが騒音のところに入っていない。だから、騒音と低周波音は別ものだと思っていることがちょっと違うのではないか、音波ですので、現象は同じです。ただ周波数が低いということに基づいて、しっかり予測していただいたほうがいいのではないかとということが一点です。

もう一つは、測定のことですが、騒音、振動、低周波音という三つの計測器でそれぞれを同時に測定するという事は、これは良いことだと思っております。その場合、敷地の境界線だけではなくて、道路のところでも1か所、騒音、振動、低周波音を測っておけば、竣工した後に、道路を走行中の自動車の排気から低周波数領域の音が出ることが分かっていますので、その低周波数成分と焼却場から出てくる低周波数成分がどう違うのかというのが明らかになります。それについては影響があるかないかということ、事前に把握することができるということですので、低周波音

は1か所増やしていただいたほうがいいのではないかなと思います。

それともう一つ、評価をするのに困っておりますが、先ほどからありましたように、この目安を使わざるをえないような状況になっております。ただし、手引き書ではアセスメントには使ってほしくないと言っているわけですが、他にないために使っているわけです。他に無いのか、というと、なくは無いです。一つは、大気質でも、パフモデルの新しい予測手法を使って予測するぐらいの新しいことを考えてやっているということを考えれば、低周波音についても、いろいろ研究されているものがあって、それを先取りしてやるかどうかというのが事業者の基本的な立場になると思います。それは何かというと、よく言われている予防原則というベースと、汚染者負担の原則をどうするかというのが最大のポイントになってくるのではないかなと思います。それで、境界線のところでどうのということではなくて、先ほど住宅の中では問題がありませんから大丈夫でしょうと言っているわけですが、問題がないというのは誰が言うのかという話です。受け手側が言うわけです。これはやるかどうかは別にして情報として与えておきますが、WHOでの30 dBが、ポイントになっております。日本では、30 dBということになると現実的に対応が困難なことになりやすいので、40 dB前後くらいということになっているわけです。現在、30 dBと40 dBの間で苦情があったりなかったりしている。特に、低周波数成分のところではそういうところであるという部分があります。いま、住宅の遮音性能を25 dBと設定して室内の音圧レベルを、例えば35 dBくらいにしますと、住宅の近傍では、60 dB程度ですということ、発生源へ戻ったときにその発生源でどの程度のレベルかということ想定できるわけです。

そのような方法で、できないわけではなくてやればできるということですので、お願いしたいと思います。

更に、煙突からも発生する可能性があることを頭の中に入れておいてほしいのです。ごみ焼却場には集じん機がついているのではないかなと思うのですが、集じん機に原動機がついていると、煙突から低周波数成分の音が発生する可能性があるので、平屋部分にある原動機ばかり一所懸命調べて測定をして、低周波数成分は、ありませんと言っても、ある離れたところでは聞こえるという話になるのは、これは日常茶飯事にあります。煙突のところではどれ程度かということについても、ある程度は抑えておく必要があるのではないかなと思います。そういった諸々のこともあるのですが、基本的な考え方として、低周波音についても予測、調査が必要だと思います。予測は、普通の騒音レベルを予測する式を使って予測していただいて、評価を参照値と比較する際には、A特性ですとか、周波数毎の参照値をデシベル合成するとだいたい34 dB程度になると思います。ですから、参照値の騒音レベルは約34 dB程度になっていますので、WHO（30 dB）とそんなに変わらない値になっていますので、その部分の中で、暗騒音との比較をしながら、現実合うような評価の仕方を模索していただければと思います。住民の方が今まで聞いたこともないようなブーンという唸り音を聞いて、低周波音問題が発生するとも限りませんので、このことを基本に考えていただければと思います。特に、長野県から全国に発信されるのではないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

それでは低周波音の予測についてですが、たしかに方法書では低周波音の予測は類似施設での結果をもちまして、定性的に予測をするということにしております。それに関しましては、騒音理論と同じようなかたちで定量的な予測を実施していただきたいというご意見かと思いますが、

他のアセス書等も見ているのですけれども、なかなか、その、3分の1オクターブバンド別ごとに、低周波音発生源といわれているものの発生源データがきちんと揃っていないように見受けまので、その辺りがクリアできるとある程度予測もできるのかと思っているのですけれども、それが今ちょっとよくわからないので定性的なのではございますけれども、類似施設であれば、その周辺の住民の方の、実際その施設から低周波音が出ているのか出ていないかということがわかりますので、定性的な類似事例を用いた予測でもよろしいのではないかと考えているのですけれども。

○塩田委員

片谷委員も言われているように、使っている機種メーカーがわかれば、その機種は、どこにでもありますね、ですからその現場へ行って測定する気があるかどうかというのが最大のポイントだと思います。というのは、以前は、データを蓄積するためにオープンにしておいたけど、今は結構競争力があるのでデータを、公表しないことが多いです。ということは、自分たちが現場へ行って測らなくてはデータ収集が困難です。ですから今回、皆さんのところで造る際に、納入する機械が決まるのではないかと考えています。メーカーが決まりますね。メーカーが決まれば、どの程度の大きさの能力のものを使うかというのはわかると思います。それから、ごみの方式がわかりますし、焼却方式はどのような方式でやるかというのがわかりますね。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

環境影響評価の予測と評価の時点で、処理方式は複数程度には絞り込む予定ではございますが、メーカー自体は決定するのは、業者選定のごときでございますので、業者が決まって設計の段階でようやく決まるということになってまいります関係から、特定するのは今の段階では難しいのかなと考えております。

○塩田委員

全国には、ごみ焼却場は、たくさんあると思います。そこに納入しているメーカーのデータは、最近のメーカーはよくわかりませんが、たくさん公表されていると思います。そのデータ値は、低い方の値から高い方の値の幅で、表現されているのではないかと考えています。その値一つだけ使って予測しようとするとう間違いが起きる可能性があります。ですから、幅を使って、高いほうのレベル値を使って予測をして、あるいは平均的な値を使って予測をすると、今回の予測ではこの幅の中に入りますよという形で提案をしていくことが必要だと思います。そのような方法で予測をしていくということです。というのは、今までの方法書の中でも、答えは何でも一つしかないと思われているわけですが、例えば、 $1 + 1$ は2だけど、 $100 - 98$ だって2じゃないですか。 1×2 だって2です。いろいろなデータがあります。そのいろいろなデータを集積するというのも、事業者の一つの責任ではないかなと思うのですが、できないということであれば、やはりできないと思います。それをやるかどうかというのは、先ほど言ったように、汚染者負担の原則を皆さん方が貫くかどうかという基本的なベースのところにあるのではないかと考えています。住民の方々も、そのところまで言っていないかもしれませんが、確実な言い方としてはそういう言い方をしているのではないかなと思えますので、是非、やれるところはやっていただいたほうがいいのではないかなと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

それに関しましては、今、塩田委員がおっしゃいましたように、事業者の方と具体的にどこまでやれるかを検討しまして、やれる範囲でということでは現状ではちょっとお答えできないかと重いのですけれども、やれる範囲でできるだけ定量的にということ、やればやれるということではお答えできないのですけれども、ですから、本当にやれるというかたちで定量的にいけるかどうかまでは、今この席ではお約束できないかと思えますけれどもある程度努力するという事。

○塩田委員

次回に一步か半歩前進していればうれしいなと思えます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

それから2番目の、道路沿道での騒音、振動調査と一緒に低周波音測定を実施しておいたほうがよろしいのではないかとありますが、これは事業者と相談しまして、次の回までにはご返答したいと思います。

それから、住宅での影響の話が出ましたけれども、低周波音も騒音ですので、騒音源から遠方になればなるほどデシベル値は低くなってまいりますので、今の方法では定性的に予測をしますが、その際は、一番デシベル値が大きくなる敷地境界でどの位であるということ、予測をすることで考えています。その敷地境界のところ、参照値と比較しまして、それよりも十分下回っているかどうかということ、比較検討するとともに、類似施設の周辺の住民の方に聞き取り調査等を実施いたしまして、本当に低周波音の被害があるかないかということ、この二つでもって評価を行いたいと考えております。

それから、煙突から出るというお話もございました。これも、こちらも聞いてみたのですが、煙突の前に誘引送風機とか回転系のものが入っていると、そういうものが煙突と共鳴するようなかたちで煙突回りからボヤボヤと出ていくと聞いておりますので、ただしこれは類似事例の中で、そういうことも把握できるかと思えますので、類似施設のところに行ってみて煙突付近から出ていないかを確認したいと思っております。

それから、評価の仕方ですけれども、繰り返しになってしまうのですが、現状ではたしかに参照値というものは、それが低周波音かどうかということを見極めるための一つの数値ではあるのですが、やはりこれを超えてしまっただけではどうしようもありませんので、これがやはり一つの目安とはしたいと思っております。ただしそれだけではなくて、その周辺で低周波音の被害があるのかどうかということ、住民の方々にヒアリングして評価に結びつけるということで考えております。

○塩田委員

もう一つ。参照値を外部で評価するというのは間違いです。間違いを認めるわけにはいかない。というのは、参照値は、室内で評価をするものです。ですから、例えば、敷地境界線付近に住宅があるということを設定して、その室内で参照値と比較するのは仕方がないなと思えますが、部屋の何もなくて比較をするために想定したものではありません。ですから、間違った評価の仕方を認めるわけにはいかないのです。

その辺りはよく理解していただきたいと思えます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

わかりました。参照値の中身に関しましては、塩田委員をはじめとしまして、情報をいただきながら、うまく使っていきたいと思っております。

○塩田委員

よろしく申し上げます。

○亀山委員長

はい、ありがとうございます。静かな環境のところでございますので、できるだけ最善を尽くしていただくというか、最新の技術でやっていただくということが大事だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

大気質とか気象の調査地点なのですが、145、146 ページを拝見しますと、北西側がかなり人口が多いわけなのですが、そちら側は点がなさそうに思うのですが。ここはあったほうが、三峰川の山風を考えれば、北西側にもあったほうがよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

できるだけ、地上気象観測地点は、設定できれば一番よろしいのですけれども、ある地点で代表できるということであれば、わざわざその地点までは必要ないのではないかということも考えていまして、考え方としましては、145 ページでの図で一番真ん中の地点が、対象事業実施区域になりますので、ここはどうしても外せないと考えております。その向かい側に一つ●がありますけれども、この●が、だいたいこの地域を代表する風向、風速を観測できる場所であろうと考えております。これがある程度、この地図を見ていただきますと、その北東側から東に回って南東側、南側に山塊がありまして、一方この地図の西側から北西側に関してはある程度開けていると考えていますので、対岸にある美築地区のところ、北西側に関しては代表できるのではないかという判断でございます。その他に関しましては、山裾を中心に、山溪の影響を受けやすいところに地点を配置してございます。それと、三峰川に沿って東側の、下山田という文字の上側のところに●が一点ございますがこれも配置したのと、それから対象事業の西南西側に一地点ありますけれども、これは地形に沿ったというかたちと、それから三峰川、この効果を見たいなということでございます。それから下側の3地点は、これは住民の方からも意見がありましたように、新山小学校付近の入り組んだところに煙が流れてくるというご指摘もございましたので、その地形に沿ったかたちで3地点ほど選んだという状況でございます。

○亀山委員長

今ご質問のありました、三峰川に沿って流れる風が西のほうに行くのではないかということについては、風配図とか、何か得られた資料はあるのでしょうか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

風配図は、方法書の 65 ページをご覧ください。これは、アメダスの地点の風配図でございます。図 2.3-1 をご覧になっていただくとわかりますように、平成 19 年 12 月 26 日から現在は、天竜川沿いのほうに移転しています。65 ページの風配図は移転後の風配図でございますので、ご覧になっていただくとわかりますように、天竜川に沿った風向ですから、北北東と南南西、これが主風向という出方になっております。

○亀山委員長

この位置だと、天竜川に沿っていくのでしょうかけれど、もう少し、施設の近くのところの三峰川沿いの風というのはどうなるのでしょうか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

それは、先ほど申しましたように、中心から西南西側に一地点ございますね、そこで両方を代表させようと考えております。

○鈴木委員

この西南西の地点は、東側に丘というか小山がありますよね、その影響がかなり出てしまって、三峰川の影響は出ないのではないかと思うのですけれど。三峰川の川沿いに上下に吹くとすれば、地名でいうと川手地区というのですか、上川手地区のどちらかあたりに置かないと、その影響は出ないのではないかと思うのですが。排出源がこの◎のところですよ、◎のところから西南西側になりますけれど、その地点というのは山の陰になるのですよね。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

たしかにおっしゃるとおりなのですけれども、純粋に三峰川だけの影響を見ても、この位の地点でこの範囲全体を把握するというのが主旨でございますので、絶対この地点でないとはダメということではないと考えております。

○鈴木委員

たくさん人がいるのですよね、北西側。だから、そこはある程度大事にしてもいいのではないかなということなのですから。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

北西側は先ほど申しましたように、対象事業実施区域の対岸側にあるところが、この地域全体の、半径 4 キロの中の代表的な風向、風速を表すと。その風向、風速はその北西側もほとんど同じであろうと想定しております。

○片谷委員

鈴木委員のおっしゃる、人家が多い地域にというご主旨はごもっともだと思いますが、少なくとも気象観測地点に関しましては、今回、マスコンモデルを使って計算するというのがメインのことになっておまして、そのインプットデータとしての気象データをどこで取るのがいいかという観点でいいますと、146 ページの地図でいうと一番左にある●、ここにあることが重要で、ここに

ないと、ここの山を回りこむ風というものが表現されなくなりますので、これは外せない場所だと。マスコンモデルで気象場をちゃんと計算しようと思ったら、ここに置かざるを得ないと私は思います。

○鈴木委員

外せと言ったのではなく、川の影響を見るのであれば、と言ったのですが。

○片谷委員

マスコンモデルというものは、実測データを補間して、連続の式を満たすように補正をしながら収束計算をするという方法ですので、これで計算をすれば、川に沿った風というものは自然に出てきます。ですから、この川手地区の辺りの風は、上の美篤地区の観測点と、この下のほうの一番左にある観測地点との間を補間する格好で出てきますので、この測定点の配置は、私は妥当な選択であると理解をいたしました。

○亀山委員長

よろしいですか。はい。

はい、どうぞ。

○富樫委員

限られた時間ですので細かい点は省きますけれども、資料1の2ページ目の7番目に、地形・地質の評価項目がないということで、前に意見を言わせていただきましたが、この位の規模でしかも相当程度の掘削を伴う、新規の、公共性の高い重要構造物ですね、こういうものを作るというのに地形・地質の評価項目を省くというのはどういう考えなのかよくわからないというのがあります。その右側に、事業者の説明として三つほど例を挙げていただいていますけれども、マニュアルをまたお読みいただければいいと思うのですが、地形・地質というのは別に地形・地質だけの話ではなくて、その地域、その計画地が自然の歴史上どういうふうにできた場所であるのかということ、きちんとわかりやすく示すというのが一番大事な点ですので、それは当然そこに住む生きものにも、あるいは地下水の問題、地盤沈下の問題、災害、地盤の安定の問題、すべてに関わるわけですから。先ほどの洪水の問題も、この地域がどういう場所かということを考えれば、一番最初に考えないといけない場所になるという点で、私は、地形・地質にそのままこの工事が影響するからどうかということではなくて、基本的な情報として調査したうえでそれをきちんと記述して、影響がないのならないできちんと示していただければいいと思います。

三つほど挙げていただいていますけれども、一番目の、改変された土地であるから影響は少ないというこれも、こういう考え方をしていくと、では手つかずのところ以外はどうでもいいのかということになりますので、全く用途が変わって別の工事をするわけですから、こういうのは説明にならないと。それから二番目の、注目すべき地形・地質はないという話ですけれども、この資料として引かれている日本の地形レッドデータブックというのは、こういうふうに使われる主旨で作られたものではありません。このレッドデータブックに載っていないものは保存すべきものではないというような、そういう読み方をされると、おそらく、このレッドデータブック自体、非常に不本意な使われ方ということになると思います。なぜなら注目すべき地質として、伊那谷の中で最も典型

的な、三峰川扇状地の要にあたるわけですが、この場所が。そういうことが一切説明されていない。最も注目すべき点です、そこは。それから三番目ですけども、土地の安定性。地すべりの話もあります。それから住民意見の中で、活断層の話もあります。それに対しても事業者の見解として、専門家の判断でないというのでないというのが答えになっていますけれども、それでは説明になっていないわけです。活断層について言えば、ないということを証明するのは非常に困難ですけども、複数のデータを基にして、ここにはおそらくその危険性は少ないであろうというのを合理的に説明することは可能ですので、そういうわかりやすい説明が求められているのではないかと思います。地すべりについても同様です。以上の点で、実際ボーリング調査もされるわけですので、環境影響評価の項目として外す理由をあれこれ並べるよりは、調査の項目に入れてもらってきちんと記述してもらったほうがいいのではないかと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

地形・地質の考え方が、なかなか、非常に難しいと感じまして、この事業があそこに、もう改変されてしまっている地形・地質に、さらに大きな影響を与えるのかなという感じで考えていたきらいがあるかもしれません。ただしその地形・地質はその後ろの水象とか、水質、地盤沈下でも、絶対地形・地質のデータは必要になりますので、地形・地質のデータは十分に調査するというかたちで方法書にも取り込んでございます。ですから地質調査、ボーリング調査等は全然やらないということではないのですが、予測、評価項目として地形・地質を取り上げるのかどうかというところに、検討不足があったかもしれませんので、もう一度検討してみたいと思っております。

○富樫委員

予測、評価項目に取り上げないと調査方法すらも全然わからないわけです。いったいどれだけの、どういうふうに、地形・地質を把握しようとするのかという方法が見えないというところがありますので、そういう意味でも項目に入れていただいたほうが安心材料になるかと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

そうしますと、この地形・地質で予測、評価するポイントとしますと、先ほど富樫委員もおっしゃったように、その地域は注目すべき地形・地質ではないという判断がまず誤っていると。三峰川扇状地というものには注目する地形・地質であると。ですから、それを十分に、事業をやるにあたっては損傷しないようにというかたちで予測、評価するという考えでよろしいでしょうか。

○富樫委員

それが一つと、それから、他の環境要素との関連をきちんと考えていただきたいというところですね。

○亀山委員長

よろしいですか。はい、ではよろしくお願いします。

その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○小澤委員

土壌汚染の関係で意見を言わせていただきますが、先ほどまで大気とか騒音の関係で、評価の方法について意見が出ているかと思うのですが、170 ページで土壌汚染、特にダイオキシン類についての予測をして評価をするところで、環境保全のための目標等との整合の観点ということで、環境保全目標として環境基準値を用いるようにしていると思うのですがけれども、ダイオキシン類の環境基準というのは土壌に関していいますと 1,000 pg-TEQ/g ということで、非常に環境基準として、通常の土壌環境ですと出てこないような環境基準になっています。現況調査として載っている中でも最大で 180 という数字があったかと思えますけれども、そういう意味で、その環境基準値を目標としてそれとの整合、それをクリアしていればいいという考え方では、やはり先ほど来のお話のとおり問題ではないかということで、現況調査したうえで、それと比較してできるだけ悪化させないような目標を設定する必要があるのではないかと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

了解しました。悪化させないということを考えておきます。

○亀山委員長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○陸委員

触れ合い活動の場のことで質問がございます。182 ページになります。調査の方法についてなんですけれども、調査の方法として聴き取り調査を行うと書いてありますが、どのような形でやられるのかということ、調査回数が 1 回ということになっていますので、特に、どんな風に調査されるのかお聞きしたいと思います。なぜ 1 回かということも含めて。もう 1 点は、騒音との関連だけが挙げられていますが、人と自然との触れ合い活動と他項目との関連は騒音だけではありませんので、例えば、景観とか動植物との関連も考慮すると 1 回でいいのかなという気もしますので、その辺も含めてご説明いただければと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

まず、聴き取り調査のことですが、調査方法としましては、三峰川サイクリング・ジョギングロードを管理する機関に行きまして、具体的に何人の方が、たとえば月ごとに何人の方が利用しているか、どれ位の時間帯が多いのかをまず調べたいと思っています。1 回で済んでしまえばそれでいいのですが、資料がないという話になりますと、現地に行って、そこを利用している方々に月何回利用していますかとか、どんな時間帯に利用していますかとか、そういうことを聴き取り調査しようと考えております。

○陸委員

その場合、この間も現地へ行ったときに、それ程頻繁に利用されていないような状況だった気がするんですけども、利用者からの聞き取りという場合、どのように利用者を把握するか、という点についてはいかがでしょうか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

基本的に、あそこを利用している方は、平日はあまりいないと思っております。土日といいますか休日を中心に聞き取りをするということになるのではないかと思っております。

○陸委員

それは1回だけということですか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

1回で何人かの方に聞き取りをして、大体傾向がつかめればそれでよいかと思えます。聴き取ったときに月にどういう形で利用しているか、ということを知れば大体の回数がかかるとかと思っております。

○陸委員

どのようなことをお聞きするか決まっていますか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

この名前が示すとおりジョギングをしたり、サイクリングは見えていないのですが、そういうことが多いと思えますので、あとは、犬を連れて散歩とかですね、大体その2つが主な利用方法ではないか考えております。

○陸委員

そこで何をしているかということだけではなくてですね、その人たちがどういう風に自然との触れ合いをしているのかということが重要になるかと思えますので、工事中もそうですけれども、施設が稼働を始めた場合に、どういう影響があるのかということが評価の中心になると思えますので、1回だけではなくて、もう少し調べていただいた方がよいのではないかと思います。例えば、景観ですと年3回とかですね、動植物ですと年に数回とかいうような調査をすることになっていますね。ですので、それぞれの季節ごとに人との触れ合い活動の内容が違っていると思えますので、景観や動植物への影響も考慮して調査いただけるといいのではないかと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

ここを管理している機関にいきまして、情報が揃っていればそれでよしと思えますが、ない場合は、ご指摘いただいたことも考慮しまして聞き取り調査を行いたいと思っております。それから、騒音のところで聞き取れなかったのもう一度お願いできますか。

○陸委員

関連させて調べる項目が騒音しか入っていませんので、騒音以外の問題についても考慮していただきたいということを先ほど言ったのです。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

騒音以外と動植物というお話も出てきたような。

○陸委員

利用者が何をしているかだけだと、自転車に乗っていたとか歩いていたとかだけになってしまいますので、そこでどういうことを歩きながらといいますか、使いながら感じているのかということについてですね、景観や動植物の調査と関連させて、使っている方の意識調査をしっかりとさせていただきたいということです。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

意識調査についても念頭に入れて調査したいと思っております。

○亀山委員長

景観と触れ合い活動の場って非常に密接な関係があるんですよね、景観の方でジョギングロードからの景観のことが触れられているわけですけども、もう一つ高遠城跡公園がこのあたりで一番の触れ合い活動の場だと思うんですが、これを入れなかった理由は何かあるんですか。景観の方では高遠城跡公園からの景観ということを入れていたんですけども、触れ合い活動の場として一番大きいのは、高遠城跡公園だと思いますが。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

高遠城跡公園までは今回の事業、触れ合い活動の場という形では影響は及ばないと判断しております。

○亀山委員長

景観的にいうと、あそこの公園からの景観上、非常に大事な場所である。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

あそこから見える状況にありますので、景観の調査地点として選定しております。

○亀山委員長

その情報が非常に大事なところが触れ合い活動の場なのだから、そこについて外さなければならぬということはないんじゃないか、どうして外したのか、距離的に離れているという意味から外されたんですか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

それよりも、この事業自身が、触れ合い活動の場に影響を及ぼさないと考えております。

○亀山委員長

景観のところでは問題にされつつ、触れ合い活動の場からは考えないというのは片手落ちで、高遠城跡公園というのは、あそこからの景観が非常に大事ですし、お花見も兼ねて行ってみるといふ触れ合い活動の場があるわけですよね。ですから、そこについて対象の場にされていないというのは何か特段の理由がなければ対象の空間にしたほうが良いのではないかと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

わかりました。ちょっと検討してみます。

○中村寛志委員

動物と鳥との調査範囲なんですけれども、マニュアルの解釈で、今回は面で200mということですが、前事業のときは調べていただいたらと思うんですが、スコーピングでタカがはいっていて、1kmとなっていたかと思います。ここもスコーピングで猛禽類がはいっているんですが、200mとしてあるので、そのへんの解釈については県の方で次回にお答えいただいても、今でも構いませんが。そのへんをどうされるか、指導されて200mと決められていたらそれだと思うので、マニュアルのこれからの解釈の問題になるかと思いますので、よろしくをお願いします。

○亀山委員長

猛禽類が出現した場合については別途やりますということは書いてありましたよね。というのは先ほどご説明いただいたかと思います。

○中村寛志委員

予備調査で猛禽類がいる可能性があるとして書いてあると調査範囲は広げなければならないというマニュアルはあるわけです。ですから、その予備調査で猛禽類はいるとここに書いてありますので、前回のとき明確に書いてあったので、広がったのかなというその部分の解釈です。今回は入れてあるので広げなければならないということになるんですかね。そこらへんなんです。

76 ページに動物相の取りまとめとして注目すべき動物で挙げられているんです。これをスコーピングとして解釈して調査の範囲を決定するのか、注目すべき動物だけをリストアップしただけなのか、そうすると、スコーピングがまったく抜けているわけで県境影響評価の手法的には、ですから、これをスコーピングと解釈したら範囲を広げなければならないのかなと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

予備調査はマニュアルにもありますように基本的に既存資料調査ということでなっております。既存資料調査を何を使うかということですが、出典として伊那市史とか高遠町誌を既存資料として使っております。そうしますと、今回の対象事業実施区域に関しての、あの地域にいるかないかということがまとめられないものですから、伊那市全域あるいは高遠町まで含めたものから広い範囲の中でオオタカとかがいるかないかという調査にならざるを得ないものですから、そういう形になっておりますが、あとは現地に行きましては、有識者の方とご相談しまして、あの地域でオオタカがいるのかないかという話があったときに、植生的にはオオタカがいる樹種、アカマツですか、そういったものがないので、基本的にはあの周辺にはいないだろうということを想定しております。

○中村寛志委員

私が言いたいのは、影響評価の手順として、予備調査してまとめて注目すべき種を挙げて、そこからスコーピングしてスコーピングからこの調査の方法とかを書かなければならないのに、スコーピングが抜けて方法と場所が決められているので、そのまとまったところが、まとめて出てきた

のにオオタカとか名前があるからこれはスコーピングで挙げられた種だから調査範囲は少し考え直さないといけないということなんです。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

繰り返しになってしまいますが、予備調査はあの地域だけということが既存資料からできなかったものですから、広範囲のもので上げてきた中でオオタカをリスアップしてきたわけです。

ただし、これだけでは調査範囲を決められませんので、先ほど申しましたように有識者等からのヒアリングとか実際に現場の方でオオタカがいるかいないかを判断して、200mという範囲を設定したということです。

○中村寛志委員

スコーピングは範囲を決めるんじゃないんですよ。調査対象地を決めるんであって、調査対象地が決まって、オオタカがはずれたら200mで済むわけです。

○亀山委員長

準備書段階で現地調査が始まりますよね、その段階で例えばオオタカが視認・確認されたということがあると、調査範囲を広げてやらなければならない。ということにはなるんですよ。指定種ですからそういう風になるんですけども、この段階だと文献調査だと今言われたような言い方しかできないところが悩ましいところなんですね。

○中村寛志委員

その時にどの範囲を調査するか200mのところか1km、2kmでやるかといったときに、それでもいるかいないか大きく変わってくる。その時に長野広域Aのところでは1kmでやっていたと、こと全く同じごみ処理場ですから、その辺は県が指導されたものなのか、それも質問したい。

○事務局（自然保護課 村田）

実際には長野広域の場合には、同じ場所の施設があって、現に鳥等の飛来の状況などもある程度分かっているということで、中村寛志委員さんがおっしゃるように、ノスリとか、猛禽類も何種類か観測されているという中でスコーピングをして1kmとしています。

伊那のこの施設については、地域に施設があって長く観測しているというものではないので、スコーピングまではできていないということで、伊那市史とか高遠町誌に基づいた種類、希少種をリスアップしているということです。ですから、先ほどの話にもありましたように、猛禽類が観測されれば当然観測範囲を広げてやっていくという考え方でよろしいのかと、現状、方法書の段階では考えております。ですから、準備書になるときにそういったものが観測されるようであれば、範囲を広げて先生がおっしゃるような1kmを範囲の調査とすることも念頭に入れて準備書に反映していただくことになるかと思えます。

○亀山委員長

範囲が広げれば見つけられるかもしれないけど、狭くても見つからないということもあるところが悩ましいところなんですね。これについての、ワシ、タカについての事前のヒアリング調査とか

はなされていないんですか。たとえば、野鳥の会とか保護団体とかありますけれども、そういったところに、この辺りでの猛禽類の生息状況についてのヒアリング調査をするとか、というようなことを予備的にやっていただくとわかると思うんですけども。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

先ほど申しましたように、有識者の方に聴き取りを行っております。

○亀山委員長

その結果先ほど言われたように、ある程度希少種が観測されたのであれば調査範囲を広げていただいて、調査をお願いしたい。というのが中村委員の言われているところなんです。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

一応、オオタカについては、はっきりとはおっしゃらなかったのですが、そういったことから200mとした経緯もあるものですから、現況調査の中で挙げていますように希少種が発見されれば、有識者に相談して範囲を広げたいと考えております。

○亀山委員長

そういうことだそうです。希少種がいれば調査をするのは当然ですから範囲を広げて調査をお願いします。

○中村雅彦委員

鳥が専門です。資料の25ページにあるんですけども、僕自身も鳥を対象にすると4回だけの調査、200mでは不十分だと思っています。でも、鳥には羽がありまして不確定的要素ですね。突然現れて突然消えたりするんです。問題はそのときの対応だと思うんですよ。不確定的要素に対してどのように対応するかは、よくあるんですけども、25ページの回答というのは、よくある回答です。私が知りたいのは、事業者の意見の中で誰がその鳥を見つけたのか、たとえば、4回だけの調査のときに発見した場合に動くのか、それとも、現地の方が何らかの形で発見したときに動くのか、どちらですか。

75番の動物で、不確定要素については何らかの対応をしていかななくてはいけない。事業者の見解では、繁殖が確認された場合とあります、これは、年4回の観察のときに確認された場合のことをいうのか、それとも地域住民の方が発見したのか。どちらの場合を想定しているのか教えてください。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

情報が確実であればどちらでも良いと思います。年4回の調査であっても、情報が確実であれば住民の方でも結構かと思っています。

○中村雅彦委員

住民の方が発見された場合には、何処の誰に報告したらよいのか徹底しておいてください。

オープンにするんですけども、報告される場合があるんですが、誰に報告したらよいか判らない方もいますから。是非連絡の相手をはっきりさせておいてください。それから、これもよくある

んですよ、ヒアリングももっともなんですが、問題は、平成 22 年から 24 年が評価の期間ですよ、これはいいでしょう。問題は、動き始めたときにどうするのか。建設が始まったときに繁殖が確認されたらどうするのか。というのは、よくある問題で、調査を始めたときにどうするのか。建設されたときにどうするのかというのは、長野県環境影響評価マニュアルにあるんですか。相談されたときに困る。従うものがない。例えば、ある電力会社が鉄塔を造ろうとしたら、1.5km の中にイヌワシの巣が発見された。そういった場合には環境省のマニュアルがあって、巣があったらその場所を変更しなくてはならない。どうしたかという、その企業は、鉄塔の位置を変えました。僕が相談された場合に、何らかのマニュアルがないと対応できない。調査の段階ではいいでしょう。でも、具体的に物を造り始めたときに、何かあった場合に、有識者の私はどうやって対応したらいいんでしょう。これは事業者というよりはむしろ県の回答でしょう。これはよくあるんです。鳥の場合も。今日回答がなくても結構ですけれどもよろしくをお願いします。

○亀山委員長

一般的に言えば種の保存法の指定種ですね。クマタカ、オオタカ、イヌワシに関していえば環境省の猛禽類保護の進め方にしたがって 2 営巣期の調査をしてというのがどこでもやります。これは県も当然従います。ですから、アセスのマニュアルとは別個にあるんですよ。

○中村雅彦委員

僕はそれを知りたいんです。今でなくても結構です。

○亀山委員長

その確認は今でいいですか。

○事務局（自然保護課 村田）

実際には工事中に新たな環境要素が見つかった場合にどうするか、ということかと思いますが、その場合には、アセスメントは不確実性を含んでいますので、必ずしも 100%ではないという考え方にたっています。そういったものが後から出てきたという場合には、その時点でその重要性等判断して、例えば事業者さんに一旦、工事の中断をしていただくとか、追加で調査をしていただく。あるいは、事後の調査で対応できるのであれば事後調査をやっていただくということになるかと思っています。その要素の重要性によって判断していく。これは知事が判断することになっています。これは条例上でそのようになっているかと思っています。

○中村雅彦委員

先ほど言いましたけれども、年 4 回で半径 200m の範囲は小さいですね。問題は、情報があった場合にどう対応するかということです。それを、事業者と県で把握しておいてください。

○亀山委員長

よろしいですね。そういうことでお願いします。

そのほか何か。

○野見山委員

今日の方法書の議論のところであるのが正確かどうか判りませんが、何人かの先生からご指摘があったとおり、かなり健康影響に関するところが、特に重金属とダイオキシンに関する質問が極めて多いような気がしましたが、低周波の話で今まで建築されたところである程度わかるという話もありましたので、今まで建築されたところでどの程度ダイオキシンのばく露があるとか、重金属のばく露があるとかいった情報が、多分、ある程度出ているんじゃないかと思しますので、そういったエビデンスを住民の方々に公開をする努力をしていただきたいと思います。それから、建設した後でダイオキシンや重金属の影響が出ているかどうかという医学的な文献があるかどうか、ということ等もう少しリスクコミュニケーションの中でやっていただけるように更なるご努力をしていただきたいと思います。これは方法書とは直接関係ありませんが、これだけご質問が出てくるということは、更にまた努力をしていただきたいと思いますことかと思えます。よろしくお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

リスクコミュニケーションということは大事ですし、こういった施設については、環境影響評価とは別に廃棄物の処理施設という形になりますので、廃棄物処理法上の制約も出てくると思います。そうした場合に、情報を常にオープンにするということも必要になってきます。住民の方に、今どのような運転状況、管理状況だということを事業者さんがオープンにしていくことは重要ですし、法律でも義務付けられているので、そういった形以上にやっていただくことは非常に重要だと感じております。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

住民の皆様の不安に対する解消に更に努めて参りたいと考えています。

○亀山委員長

では、全体につきましてご意見をいただきましたが、ご発言がないようでしたら、議事1につきましてはここまでとします。気づいた点等がございましたら、後日、メール等で事務局に提出していただきたいと思います。その提出日をいつまでにしますか。1週間ぐらいにしますか。事務局からお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

今日ご議論していただいた他に、方法書に対するご意見がございましたら、14日金曜日までに事務局までご連絡いただければと思います。メールで結構でございます。よろしくお願いします。

4 議事（2）

○亀山委員長

ではよろしくお願いします。これで議事の1は終わりますが、議事の2「その他」でございしますが事務局から何かございしますか。

○事務局（自然保護課 村田）

事務局から次回の技術委員会の日程をご説明させていただきます。次回の技術委員会は2月17日木曜日、午後1時からやはりこの会場で開催いたします。

今回は、技術委員会の見解の取りまとめに向けてご議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○亀山委員長

それでは、全体をとおしまして委員の皆様何かご意見がございますか。

○富樫委員

次回取りまとめに入るというお話しですので、先ほど新たに評価項目にもし入れていただけたということになった場合に、それに応じてどんな調査になるのか分かるような資料を次回の前にいただければありがたい。

○亀山委員長

事前に資料をいただいて、それに対する意見もいただければ、その間にやり取りもできると思いますので、その辺については事務局のほうで適宜対応をお願いするというところでよろしいですね。

5 閉 会

それ以外にご発言ないようでしたら、本日の委員会は終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局（自然保護課 宮坂）

長時間のご審議ありがとうございました。本日の技術委員会はこれで終了いたします。